

令和元年第8回美幌町議会定例会会議録

令和 元 年 1 2 月 1 0 日 開会

令和 元 年 1 2 月 1 2 日 閉会

令和 元 年 1 2 月 1 1 日 第2号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)

日程第 2 一般質問

6 番	伊 藤 伸 司 君
5 番	木 村 利 昭 君
10 番	坂 田 美栄子 君
11 番	岡 本 美代子 君
3 番	大 江 道 男 君

○出席議員

1 番	戸 澤 義 典 君	2 番	稲 垣 淳 一 君
3 番	大 江 道 男 君	4 番	高 橋 秀 明 君
5 番	木 村 利 昭 君	6 番	伊 藤 伸 司 君
7 番	馬 場 博 美 君	8 番	古 舘 繁 夫 君
9 番	藤 原 公 一 君	10 番	坂 田 美栄子 君
副議長 11 番	岡 本 美代子 君	12 番	上 杉 晃 央 君
13 番	松 浦 和 浩 君	議長 14 番	大 原 昇 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長	平 野 浩 司 君	教 育 委 員 会 長	矢 萩 浩 君
監 査 委 員	高 木 清 君		

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長	高 崎 利 明 君	総 務 部 長	小 室 保 男 君
民 生 部 長	那 須 清 二 君	経 済 部 長	石 澤 憲 君
建設水道部長	川 原 武 志 君	病 院 事 務 長	但 馬 憲 司 君
事務連絡室長	志 賀 寿 君	会 計 管 理 者	武 田 孝 司 君
総 務 主 幹	関 弘 法 君	防災危機管理主幹	河 端 勲 君
まちづくり主幹	田 中 三智雄 君	政 策 主 幹	後 藤 秀 人 君
財 務 主 幹	中 尾 亘 君	契 約 財 産 主 幹	大 場 正 規 君
税 務 主 幹	片 平 英 樹 君	環 境 生 活 主 幹	渡 辺 靖 行 君
児童支援主幹	小 室 秀 隆 君	福 祉 主 幹	影 山 俊 幸 君
健康推進主幹	大 場 圭 子 君	農 政 主 幹	佐々木 斉 君
みらい農業センター主幹	午 来 博 君	耕 地 林 務 主 幹	中 沢 浩 喜 君
商工観光主幹	多 田 敏 明 君	施 設 管 理 主 幹	以 頭 隆 志 君
建 築 主 幹	西 俊 男 君	水 道 主 幹	御 田 順 司 君
病院総務主幹	菅 敏 郎 君	地域医療連携主幹	高 山 吉 春 君
事務連絡室次長	川 口 真 人 君	教 育 部 長	田 村 圭 一 君

学校教育主幹 遠藤 明 君
社会教育主幹 露口 哲也 君
博物館主幹 鬼丸 和幸 君
選挙管理委員会事務局長
監査委員室長 谷川 明弘 君

学校給食主幹 斉藤 浩司 君
スポーツ振興主幹 浅野 謙司 君
農業委員会事務局長 酒井 祐二 君

○議会事務局出席者

事務局 局長 遠國 求 君
議事係 長 鶴田 雅規 君

次 長 佐藤 和恵 君
議事係 新田 麻美 君

午前１０時００分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。定足数に達しておりますので、これから、令和元年第８回美幌町議会定例会、第２日目の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、８番古舘繁夫さん、９番藤原公一さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づく出席説明員につきましては、第１日目と同様でございますので御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第２ 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第２ 一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により発言を許します。

６番伊藤伸司さん。

○６番（伊藤伸司君）〔登壇〕 それで

は、通告に従い一般質問をさせていただきます。

一つ目、鳥獣の被害対策について。

（１）農村地域における農産物の鳥獣被害対策について。

二つ目、外国人における美幌町の土地買収について。

（１）美幌町における外国人の土地買収対策についてを質問させていただきます。

１、鳥獣対策について。

現在、農村における鳥獣の農作物被害は顕著となっております。

本町においては、鹿柵整備による一定の防止策を行っておりますが、降雪等により柵と地面との高低差がなくなった時期に、鹿が入り込み、被害が増加してしまう事例もございます。

また、登栄廃棄物処理場周辺におけるカラスによるてん菜などの農作物被害も多数聞いております。

今年度におきましては、他町村ではありますが、ヒグマによる乳牛の被害も多数聞き及んでおり、本町地域住民からも不安の声が上がっております。

そこで、今後、本町における有害鳥獣対策について、町長の考えをお尋ねいたします。

１、ヒグマ対策にも効果のある高圧電流を使った防護柵を推奨、助成する考えはございませんか。

２、登栄廃棄物処理場周辺におけるカラス対策を強化するお考えはございませんか。

次に、外国人における土地買収について。

平成３０年９月の美幌町議会定例会において、戸澤議員より外国資本による土地等買収の対応についての一般質問がなされておりました。

その際、前土谷町長からは、現在のところ本町では外国資本による土地買収等の問

題は発生していないと認識しているが、今後起こり得る問題であると捉え、国や道へ法整備について働きかけなどの対応を進めてまいりたいとの答弁でした。

現在も北海道の十勝地方や胆振地方では、外国資本による土地買収がふえ続けており、自治体でも手に負えないという状況が生まれております。

今後、本町でもそのリスクは十分にあり得ることと捉え、今後に向けた先手の対応が必要と考えますが、前町長の答弁にもありました、町からの働きかけによる国や道の反応を教えていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 伊藤議員の御質問に答弁いたします。

鳥獣の被害対策についてですが、1点目のヒグマ対策にも効果のある高圧電流などの防護柵を推奨、助成する考えについてありますが、高圧電流などの防護柵は、法令により田畑や牧場などで野生動物の侵入や家畜の脱出を防止する場合に限り設置することができると定められております。

ヒグマの侵入防止対策として防護柵を設置する場合、設置には高圧電流が流れるため、しっかりとした管理が必要となり、人に対する危険も生じるため、現在、高圧電流が流れる防護柵を推奨、助成することは考えておりませんので御理解をお願いいたします。

本町におけるヒグマの被害状況は、春先の植えつけ期間にビート、小麦などの苗の被害や食害など、平成30年度の農業被害額は300万円ほどと推計されております。

これらの対策といたしまして、連絡を受けたときは現地状況の確認及び聞き取りを実施、猟友会への協力依頼と箱わな設置による捕獲に努めております。

今年度も登栄、駒生、福住、豊富、古梅の5地区に9基の箱わなを設置して捕獲に

努めておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

2点目の登栄廃棄物処理場周辺における、カラス対策を強化する考えについてですが、埋立地にはカラスの餌となる生ごみが排出されるため、多くのカラスが生息しており、他の地域よりもカラスによる農業被害が多いと考えております。

周辺農家の農作物被害を軽減するため、希望者に対して爆音機の貸し出しや鳥獣退散ロケット花火の提供を行っており、埋立地では許可を受けて、箱わなによる捕獲を行っております。

しかし、埋立地にはカラスの餌となる生ごみが多いことから、十分な捕獲や減少には至っていない状況であります。

引き続き、農業被害を減少させるため、小まめな即日覆土の徹底や箱わなでの捕獲に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、外国人における土地買収についてですが、美幌町における外国人の土地買収対策についてであります。平成30年9月の美幌町議会定例会において、前土谷町長が戸澤議員の一般質問にお答えした以降も、本町においては外資等による土地等買収問題は発生していないものと認識しております。

外資等による土地等買収問題につきましては、経済活動を含めグローバル化が進展する中、海外からの不動産などを含めた直接投資を受け入れていくことを考える一方、特に、国の安全保障にかかわる防衛施設周辺の土地や町民生活に欠かすことのできない水道インフラにかかわる重要な土地などについては、外資等による取引には、一定の制約が必要ではないかと考えるものであります。

御質問の町からの働きかけによる国や道の反応についてであります。具体的な要請活動は、これまでも北海道町村会、全国町村会を通じて関係省庁へ要請を行ってお

り、直近では、去る１１月２６日開催の全国町村長大会で要望書の承認行い、続けて役員による要請活動が行われております。

今後、町独自の取り組みも一つと考えますが、何より国による法整備が重要と考えますので、引き続き、北海道町村会、全国町村会を通じて要請を行うことで考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ６番伊藤伸司さん。

○６番（伊藤伸司君） 答弁ありがとうございます。

鳥獣の被害でございますけれども、雪解けから一生懸命畑をつくって、１カ月、２カ月苗をつくって、一生懸命日の出から夜遅くまで苗を植えて、それが鹿等の被害によって植えかえをする。

ことし私は、風害を受けて５反の苗を植えました。１反９,０００本ですので、４万５,０００本を手で植えるのです。反で４００キログラムぐらいと重たいのです。水を含んでいますから。

それを畑の中に１本１本手植えをして、家族３人で大体１週間ぐらいかかりました。

鳥獣の被害で５反を一遍にやることはないですけれども、きょう植えました、だけれど、また朝行ったら食害があるわけです。それを繰り返して、秋には植えたところと植えないところの差がどんどんふえて、葉っぱが茂らないと草も生えてくるのです。だから一生懸命補植をするのです。

幾ら除草剤をかけても草がどんどん生えてきますから、だから鳥獣被害というのは１個１個の個体のお金という問題よりも、そういう作物と環境の問題で行っているという部分もあって、一生懸命半年かけて、秋にやっと実りを迎える。

そして、春に植えたものが鳥獣被害によってなくなるという悲しいことがなきよ

う、考えていただきたいと思います。

登栄処理場周辺の箱わなについてですけども、箱わなを設置していると言っておりますけれども、結果、どれぐらい効果があるのか、設置場所を考えたことがあるのか。

それを質問したいのですが、お願いします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、登栄処分場の箱わなにおけるカラスの捕獲の状況ということでございますが、近年でいきますと平成２８年度で３００羽、平成２９年度で３０５羽、平成３０年度から少し数が落ちてまして１６０羽、平成３１年度１１月末現在ですが１５２羽という実績がございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 環境生活主幹。

○環境生活主幹（渡辺靖行君） 御質問の場所につきましては、埋立地の横に１基設置しております。

それと、処分場へ入る道路の横、畑に近いところに、少しでも被害を少なくするために捕獲しようと思い１基、合計２基設置しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ６番伊藤伸司さん。

○６番（伊藤伸司君） 周辺住民の方にお聞きすると、以前はよくロケット花火等の配布があったということですが、今は申請に行かないともらえない。

その辺は数件もないのですから、職員の方がそこに行くわけですから、その時期に配布をしてもいいのかと考えていますけれども、その辺をよろしくお願いいたします。

それから、カラス、キジバト、ドバト、ユキウサギ、ヒグマと捕獲に対しての助成等がいろいろあるのは私も書類でいただい

ていますけれども、これは基本的に狩猟期以外の数字ですよね。

おとし、公務員の方が国有地において誤射による被害にあって亡くなったということで、現在、国有林等の狩猟期間における、鹿の狩猟が禁止されていると聞いておりますが、そのために個体数がふえていると聞き及んでいるのですけれども、現在、鹿の対策事業というのは、狩猟期間ではなくて、夏場の助成なのですから、それを冬期間の狩猟期間の助成というのは行えないのかお伺いしたいです。

全体的に個体数を減らすということが必要ではないかと思うのですが、よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 環境生活主幹。

○環境生活主幹（渡辺靖行君） 初めに御質問のロケット花火について御答弁させていただきます。

平成30年度は8件、1件当たり100本程度を配付しております。

今年度においては、1件が効果がないということで、今年度は見合わせるということで、7件の農家に同じく100本程度配付しております。また、追加依頼があれば、予算の範囲内で購入して配付をしているところでございます。

また、爆音機も7台ございまして、周辺の農家の皆さんは、処分場ができたときから爆音機を貸していることを知っておりますので、必要に応じて処分場に行き借りるということですが、今年度においては、爆音機の貸し出しはゼロとなっております。

昨年度は参考までに4台貸しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 農政主幹。

○農政主幹（佐々木齊君） エゾシカの狩猟期間の関係の質問があったということですが、そのことに関してですが、農業被害等

に関しましては特措法が平成25年から制定されておりまして、議員おっしゃるとおり、駆除期間が9月30日までということで、国の財政支援をいただきながら、猟友会の協力もいただいて、狩猟に努めておりますが、現在はその法律に基づいて実施しておりますので、それ以降の、いわゆる駆除期間ではなくて狩猟期間については、補助はないということになっておりますので御理解をお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 埋立処分場の周辺のカラスの駆除において、担当からお話ししましたが、次年度以降については、関係する農家の方々への確認も含めて、こちらからできるだけ積極的にこういうものをお使いくださいという働きかけはしたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） それでは、そのように取り進めていただきたいと思います。

次に、ヒグマですが、農協の営農振興にお尋ねすると、ヒグマにも効果のある今農家自身が自分の畑の周りをぐるっと囲んでいる電気式配線というのでしょうか。それがヒグマにも効果があるものがある。ちょっとパワーアップしたものが。絶対かは言えないのですけれども、ヒグマ対策用だからといって今まで使っている鹿柵用の電流から見て、それほど人体には影響はないと伺っているのです。設置費用もそれほどかわらない。

ですから、今までの鹿の電気柵に対して機械をかえることによって熊に対応できるということも聞いているのですが、その辺で、希望者にもよると思いますけれども、そういう助成を考えていただけないかどうか。

それと、熊が出るということは、家族で住んでいる人もいますけれども、老人ひとり

頭、登栄地区で1頭の計3頭を駆除しております。

それと、年度別のヒグマの駆除状況ですが、平成27年度が3頭、28年度が1頭、29年度が4頭、30年度が1頭、31年度が先ほど申し上げました3頭と、合計12頭の駆除を近年ではしております。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） ヒグマの箱わなについては、引き続き効率よく行っていたきたいと思います。

聞いたところによると、餌だけ取られたということも聞いているので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、外国人による土地買収ということで答弁いただきましたけれども、先ほど、町村会等に要請をして活動を行っているということですが、町村長大会などで発言したということでしょうか。

また、自民党の政調会等の聞き取り等があったと思うのですが、その辺にも要請をしていただいているのかお聞きいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 答弁の中でお話をさせていただいておりますけれども、今回御質問いただいたことについては、美幌町だけのことではないということで、美幌町よりも全道的にはニセコ町、倶知安町とか、十勝方面のことということで、北海道町村会で要望をまとめる中にしっかり意見が出されていて、まとめられております。

それは北海道町村会ですから、当然町長として参加して、それを承認し、それから、全国の町村会においても、全国から町村が集まって要望について承認をしているということで、私がということではなくて、前任の町長はわかりませんが、直接要望したという話は私は引き継ぎは受けておりません。

ですから、全道、全国的な話ということで、しっかりと国として実施してほしいということで、役員の方が当然関係する大臣のところに行っていますし、政務官のところにも行っています。

それから、場合によっては、それに属する関係する議員のところにも議員会館を回ってお願いしているという状況であります。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 要請活動は十分行っているということです。これ以上は申しませんが、引き続き、町長も要請活動を怠ることなくやっていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（大原 昇君） これで、6番伊藤伸司さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、10時40分といたします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君）〔登壇〕 それでは、さきの通告のとおり、私からは大きく三つの項目について一般質問をさせていただきます。

まず、一つ目が、美幌高校の生徒確保に向けた取り組みについてでございます。

道外在住中学生の美幌高校入学促進アプローチについて質問いたします。

道外在住中学生への美幌高校入学促進アプローチについて。

少子高齢化が顕著になる中、美幌高校への入学者数も著しい減少傾向が見受けられます。定員160名に対し、平成30年度は94名、平成31年度は66名という現

状は早急に対策しなければならない課題でございます。

実際に他校を望む町内の中学生や親御さんの声を聞いてみると、部活動と進学校を望むため、他校を選んだという声が多数でございました。

しかし、美幌高校には管内唯一の農業科を持つ高校、また寮を備えていること、大学への指定校推薦枠が多数あること、ほかではできない学び、体験ができることなど魅力もたくさんございます。

また、網走市にあります東京農業大学オホーツクキャンパスに目を向けますと、多数の道外出身者が在籍してございます。

それならば、美幌高校の魅力を生かし、本州や都心部などの農業や自然科学に興味を持つ中学生に、高校から北海道の美幌高校に来ませんかと呼びかける営業的アプローチを行うことが効果的ではないかと考えます。

町内の子供も少なくなっている現状において、道外からの生徒確保に力を入れることで、美幌高校としての知名度向上も図ることができます。

そのためには、美幌町と美幌高校とが連携した学校運営と道外中学生へのアプローチを検討すべきと考えますが、今後の対策として行政側の考えをお聞かせください。

続いて、移住定住促進の窓口について質問いたします。

官民が連携した移住定住促進窓口の設置についてでございます。

どの自治体も働き手、子育て世代不足に苦しむ中、美幌町では移住定住促進に係る動きが他自治体に比べてとても遅く、また取り組み自体も弱いように感じます。

移住定住促進で成果を残している道内外の自治体数カ所を視察調査いたしました。が、成果を上げている自治体の共通点は、民の力を生かした官民連携で行う専門窓口を設置していることでした。

実際に、その自治体に移住定住してきた

人たちが、既移住定住者と呼ばせていただきますが、その人たちの協力のもと、官と民が連携し、移住定住希望者に寄り添う対応を行うことが何よりも効果的であるとの意見もいただいております。

また、この役割は特に適材適所が問われるため、本当に好きな人が専門で取り組まなければ最大限に効果を発揮できないという意見もいただきました。

その一例が、地域おこし協力隊員の専属配置でございます。

実際に移住してきた地域おこし協力隊員が事務局となり、行政と連携しながらほかの既移住定住者を取りまとめ、促進窓口とすることで、既移住定住者の意見交換を行うコミュニティにもなり、相乗効果が見込めるという形でございます。

上記のような取り組みであれば、そこまでコストをかけずとも、すぐに取り入れることが可能と考えますが、民の力を生かした官民連携で行う移住定住促進専門窓口を設置するお考えはいかがでしょうか。

町長の見解をお聞かせください。

続いて、三つ目の質問にまいります。

女満別空港と美幌町を結ぶ交通手段の確保について質問いたします。

北見、女満別空港線バス路線の美幌市街地延伸について。

美幌町は、車で約15分の距離に女満別空港が隣接し、都心とのアクセスもとても便利のいい町でございます。しかしながら、美幌町市街地から女満別空港をつなぐ公共交通機関は現在ございません。

本年9月まで運行していた網走バス、網走、美幌線が唯一美幌町市街地と女満別空港をつなぐものでしたが、実情はバス時刻と飛行機発着ダイヤがあわず、女満別空港の利用を考慮したものではなかったと感じます。

美幌町と女満別空港を結ぶ公共交通がないということは、今後、町民の利便性や観光振興、関係人口創出を考えたときに致命

的であると考えます。

そのため、本年8月より観光まちづくり協議会が、2名以上の乗車を条件としたデマンド型のタクシー、あいのりタクシーという取り組みの実証実験を行ってはいますが、定期的運行型でないこと、2名以上の予約がなければ運行できないことなどがネックとなり、利用状況も少ないように見受けられます。

そこで、現在も定期運行を行っている北見バス、北見、女満別空港線を美幌町市街地まで延伸してもらうことが、1番現実的な利便性向上になるのではないかと考えますが、町として、バス会社への要望や延伸実現に向けた取り組みを行うお考えはございませんか。

町長の見解をお聞かせください。

以上、三つの質問について御回答をよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 木村議員の御質問に答弁いたします。

なお、最初的美幌高校の生徒確保に向けた取り組みについてですが、後ほど教育長のほうから答弁させていただきます。

移住定住促進の窓口についてですが、本町における移住定住施策は、人口減少対策として平成27年度から重点的な取り組みを始め、その取り組み内容につきましては、美幌町移住・定住ポータルサイトにより、住まい、仕事、病院、子育て環境など、美幌町での暮らしに役立つ情報を発信するとともに、東京、大阪、名古屋で開催される北海道暮らしフェアへの参加や移住体験施設、四季彩美幌の運営などさまざまな取り組みを行ってきております。

これら移住促進支援策を利用された方の移住実績につきましては、4年間で19名となり、内訳としましては、移住体験施設を利用した方が6名、起業化支援事業による移住者が13名となっております。

また、移住促進支援策を利用していない

移住者につきましても、転入者と転出者で見られる転出超過割合が減少傾向にあることから、これらの取り組みが一定程度成果を出し始めていると考えているところであります。

御質問の民の力を生かした官民連携で行う移住定住促進専門窓口の設置についてですが、本年4月より、地域おこし協力隊員による移住定住サポーターを配置しており、移住定住に関する専門窓口として活動をいただいております。

今年度の活動内容につきましては、移住定住希望者の対応を行うとともに、各市町村の取り組み内容の収集と本町における取り組み等の課題の洗い出しを行っているところであります。

今後につきましては、これらの調査内容の検証を進めるとともに、御指摘のありました先進地の取り組み内容につきましても参考にし、より効果的な移住定住施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、女満別空港と美幌町を結ぶ交通手段の確保についてであります。

女満別空港への交通手段の確保についてであります。北海道北見バスの女満別空港連絡バスにおける町内の停留所は、美幌バイパスの高野交差点付近にある高野第3のみであり、利用しづらいことから美幌駅など市街地への乗り入れを求める声をいただいているところであります。

このため、市街地への乗り入れについて、北海道北見バスと協議を行ってまいりましたが、運行所要時間や運行経費、需要見込みなどのこともあり、運行ルートの変更は難しい状況となっております。

現在、美幌町観光まちづくり協議会による女満別空港までのコミュニティータクシー実証実験が行われておりますので、その動向を注視しているところですが、観光振興を図る上で女満別空港へのアクセスのあり方について検討をしていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

す。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君）〔登壇〕 道外在住中学生への美幌高校入学促進アプローチについてお答え申し上げます。

ここ数年における美幌高校の入学者数は、平成25年の154名をピークに年々減少しており、特に農業科定員80名、生産環境科学科、地域資源応用科においては、平成25年に74名が入学しましたが、本年度は23名と3分の1以下となり、これまでも大きな定員割れが続いております。

このような背景から、町では農業科の生徒確保に重点を置いた対策として、平成29年度より美幌高等学校農業科間口対策補助金を開始したほか、寄宿舎、報徳寮の維持運営に対して支援を行っております。

農業科の生徒募集は、これまでもオホーツク管内の中学校を中心に、釧路や十勝管内エリアまで拡大を図っておりますが、いずれも農業科を有する競合校が点在しており、生徒募集は少子化の影響も重なり、厳しい状況を肌で実感しているところであります。

御質問の美幌町と美幌高校とが連携した学校運営と道外中学校へのアプローチに係る今後の対策についてであります。本年度も美幌高校支援のため、各種事業に補助しており、その一つに使途目的が多様な魅力発信事業があり、生徒募集活動にも使用できるものとなっております。

このため、本事業を活用した積極的な募集活動を展開したく、美幌高校と協議した中で取り進める方向で検討したいと考えているところであります。

美幌高校は、町内にある唯一の高校であるとともに、オホーツク管内唯一の農業科を持つ高校でもあります。

昨年設置しました北海道美幌高等学校教

育振興対策協議会において、オール美幌体制で生徒募集につながる魅力ある高校づくりを進めるために取り組んでいるところであり、行政としましては、今後とも関係団体や保護者などから意見を傾聴し、さまざまな方策を調査研究しながら、引き続き、美幌高校、地域と連携した中で、事業支援を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、お答え申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） それでは、再質問させていただきます。項目順でまいりたいと思います。

まず、道外在住中学生への美幌高校入学促進アプローチについて再質問いたします。

今いただきました答弁の中に、道内に競合校が点在しており厳しい状況であるといった御答弁でございましたが、それであれば、なおのこと道外や他地区に目を向けた募集活動も必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 議員おっしゃるように、現状といたしましては管内の中学校に対しまして、美幌高校と私ども教育委員会と一緒に伺ってPR活動を行っております。このほか、高校といたしましては管外にもアプローチをかけている状況であります。

しかしながら、1回目で御答弁申し上げましたように、競合校との関係もありまして、なかなか実を結んでいないというのが実情であります。

そのような中で、私どもが高校と一緒に考えておりますのは、地域未来留学制度というものでございます。

こちらは、移住定住フェアと首都圏に行

ってPRするというイベントでございますが、このような形で地域未来留学フェスタを年に何回かやっておりますけれども、内容としましては、北海道から沖縄まで全国から入学生を募集している地方の公立学校、これは美幌高校もそうであります、こういった学校が約50校集まって、東京、大阪、名古屋、福岡で合同の学校説明会を開催しているという状況であります。道内からは、奥尻町、礼文町、音威子府村といった団体から応募している状況であります。

実際に成果的なものもありますけれども、内容といたしましては、移住定住にもつながる側面も有しておりますので、こちらをできないかということを協議会なり、高校と協議をしている段階でありますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 私もこの留学制度には注目をしております、私も調べてからまたこういった場面でお話できたかと思っておりますので、ぜひ、今後も検討いただきたいと思います。

一つ伺いたいのですが、答弁にありました魅力発信事業という答弁がございました。

こちらの過去の活動実績、どのようなことをされていたのか、もし動きがあれば教えてください。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまの魅力発信事業でございますが、こちらは平成31年度予算で新規に計上させていただいております。

ことしの主な内容といたしましては、1点目としては、商工会議所と連携して笑顔プロジェクトとの取り組みといたしまして、町内で生産されましたアスパラ、トマト、ニンジン、カボチャを使用したアイスクリームのレシピを開発するというところで

あります。これは2・3年生で総合実習の中で行っております。

2点目としては、同じく笑顔プロジェクトとかかわる取り組みとしまして、美幌高校で生産されました肉の加工品を中心とした美幌町のお歳暮ギフトを作成しております。

そして、消費者アンケートの結果から、味や見た目、その他の要望といったことを今後の製造に生かす、マーケティングだとか、そういったことにもつながっている状況であります。

3点目でありますが、北見農政事務所、日本政策金融公庫、北見食品加工技術センターと連携して、美幌産の小麦を使用したパン、スイーツの商品開発を行い、美幌産小麦の魅力を発信しております。

4点目としては、商工会議所の新年会行事、町の新年交礼会ではありますが、こういったところで研究、試作したものを披露したり、ふるさと納税の返礼品として活用しております。

そのほか、食育の関係であります、美幌高校の小麦を地域の企業と連携して製麺加工し、町内小中学校の給食として提供している、こういった事業を行っております。

いずれにいたしましても、こういったことで美幌高校の取り組みを町内の小中学校はもとより、先日、食育の関係では全道版のNHKニュースでも取り上げていただいております。そのことで、外部に対する情報発信、さらには、在校生に対しても、自信をつけるだとか、自分たちの高校に誇りを持つ、ふるさと教育の側面があるのかなという思いでやっているところであります。

よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） とてもいい取り組みだと思っております、今のお話を伺っている

と、生徒の募集にかかわるようなPRという形では、正直言ってないかなと思いました。

高校の魅力を発信するという意味ではすごくいい取り組みですし、地場の農産物とか、美幌の高校生が一生懸命頑張ったことをPRする自己肯定力を上げるとか、そういった部分ではかなりいい取り組みだと思いますが、こういったものをテレビでたまにニュースで取り上げられて発信するというだけではなくて、継続的に、自主的に情報発信を、この高校ではこういうことができるのだというのを、ターゲットを決めてしっかり情報発信をすべきと私は考えております。

そういった上で、中学生、高校生はツイッターを多く使っているイメージが私はございます。そういったツイッターやSNSを活用して、高校としてそれを使って情報発信をするというのは難しいのかなと思うのですが、そういった意味で、美幌町としてバックアップするような団体だとか、町として高校のことを宣伝するような、そして、中学生、これから進路を考える子供たちに、こんなにすごい学校があるのだ、こんな学校があるのだ、興味があるなと思わせるような情報発信をすべきかなと思うのですが、そのあたりお考えはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） すみません。

先ほど答弁させていただいた魅力発信事業ではありますが、議員おっしゃる生徒募集の関係でいきますと、美幌高等学校教育支援事業補助金がございます。事業費で約57万円です。

この主な内容としましては、管内外から入学する生徒の確保及び間口対策を目的として、学校のPR活動に対する経費を支援しております。

主な内容といたしましては、学校の紹介ポスター、パンフレット、さらには広告の

掲載、学校PRチラシの作成、配布といった内容であります。学校のPRチラシについては、約1,000部作成してPRしております。

また、このほかに、議員おっしゃるようなSNS、やはり今中高生だとか、若い世代を中心に広がっております。そういった影響力を加味しながら、これは学校が直接やるのがいいのか、さらには協議会がやるべきことなのかということを整理しながら検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） それでは、続いて二つ目の再質問をさせていただきます。

移住定住促進の窓口についての再質問でございますが、窓口として、現在地域おこし協力隊の方をサポートとして、窓口という形で置かれているという御答弁でございましたが、地域おこし協力隊の任期は3年となっていると私は認識してございます。

その間に、既移住定住者との協力体制の構築だったり、サポーターの任期満了後の窓口運営についても、ある程度形づくることが大切であると私は思いますが、協力隊の今回サポーターとして活用している移住定住促進の活動計画などがあればお示しいただけたらと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 現在、移住定住サポーターということで1名勤めていただいております。任期2年の中で、ことしが2年目ということになります。

どういう内容をやってもらうかというのは、後ほど説明しますけれども、私の認識としては、サポートをどうすべきか、それから今後どうなるかということをしっかりまとめた中で、今後、担当者とも話していきたいと思っております。

今までの継続できている部分があって、

私もこの扱いについてはいろいろと思いはあるので、それはこれからお話しします。

ただ、置いたときの思いとして、どういうことをしてもらいたいという内容について、担当から御説明させていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（後藤秀人君） 移住定住サポーターの3年間の取り組み計画ですけれども、まず1年目、美幌町に来て、美幌町をまず知っていただくということを本年度やっております。

さらに、1回目の御答弁で申し上げましたとおり、本町の取り組みの課題を今洗い出してもらっているところです。

洗い出しをする手法として、各市町村に出向いて、移住定住の取り組みについて情報収集をしているところでございます。

その収集した情報をもとに、本町の移住定住促進の取り組みにマッチしている部分、そういったものを吸い上げて、より効率的な施策を展開していくということでございます。

協力隊員につきましては、最大3年間ということが定められておりますので、来年度2年目になりますが、そういった取り組みを進めていって、3年目に本町において移住していただくための活動も含めて取り組んでいただくという計画でございます。

以上です。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 今の後藤主幹の御答弁の中で、1年目は美幌を知ること、そして課題提起、情報収集、そして3年目は移住定住をしてもらうための具体的な取り組みを行うという話でしたが、ということは、現状はまだ課題提起だったり、情報収集、美幌を知ることを行っているということであって、2年目、3年目の計画としては、まだそこまで具体的に出来上がっていないという答弁でよろしいですか。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（後藤秀人君） 1年目の本年につきましても、継続している事業ですので、そういったものは活動の中に入っております。

移住希望者の対応も行っておりますし、さらに、グルメマップですとか、そういったできることをやりながら、本町のことも知っていただく。そして、来年に向けてさらにパワーアップといいますか、バージョンアップするためにさまざまな課題なり、取り組み内容を他市町村の取り組み内容も含めて、今検証を進めているということで、来年4月以降、さらに効率的な活動をしていけるように取り組んでいるところでございます。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 地域おこし協力隊というのは、任期は今お話もいただいておりますとおり3年でございます。

3年というのは長いようで、かなり短い期間だと私は思っております。

その中で、1年目で美幌町を知って、課題提起、情報収集、これはとても大切なことだと思うのですが、多分今サポーターは1人だと思うのですが、まちづくりグループだったり、政策担当の方と協力しながら、1人だけではなくて、この人をもっと町側として生かすような形で、ぜひ動いていただきたいと思っておりますし、万が一、3年目にこの方は地域おこし協力隊でなくなるという形になると思うのですが、そのあとの窓口というのは何かお考えはございますか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 私先ほど移住定住サポーターを2年目と言いましたけれども間違いで、ことしは1年目ということになります。

採用するときはどういうことをしてもらおうかということでいけば、今お話しした話

なのですけれども、本当にそれがいいのかは、私は正直言って良いとは思っていないです。

移住定住の窓口としていろいろなサポートとか、情報収集というのもあるのですけれども、それだけではなくて、本来は違うのではないかと私は思うところがあります。

窓口的なことを、あえてそういう方を置いてやらなくても、職員で十分できる話ではないかと思っているし、今までの流れからいけば、それを1番理解しているのは職員ではないかと思っているのです。

やはり美幌に根づいてもらうということは、思いとか、何で美幌に来たかということ、そして自分が美幌でどうしていききたいということを今来ている彼女としっかり話した中で、3年後はこうしていききたい、そのために何をするかとか、そういうことをしていかなければ私は意味がないと思っています。

ですから、窓口として一生懸命頑張っている部分はそれでいいのですけれども、私はそればかりを望むという気持ちがないので、今いる方については、今後についてじっくり話す機会をつくって、きちんとその方がどういう形で進んでいくかということは、お互いに確認したいと思っています。

雇用したときの話と私が考えている部分に差異があるということだけは御理解いただきたいですし、今の方を否定するという事でもないということでもあります。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 私が専門の窓口ということで、最初から話していることと、もしかしたら受けとめていただいている部分に少しずれがあるかなと、今聞いていて思ったのですけれども、私が申し上げている窓口というのは、ただの銀行の受付窓口とか、ただ待っているための受付窓口と

か、そういうことではないということだけ御理解いただきたいと思います。

私が申し上げている窓口というのは、移住定住促進を行うための全ての専門の機関という形なので、待っている部分でも窓口にもなりますし、担当としては移住定住のことについては、どんどん積極的に動いていきますということで、専門機関みたいなイメージで御理解いただけたらと思っています。

その上で、どうして私は官民一体となった窓口を設けるべきかということをお話しているかといいますと、私も今回、移住定住の促進について先進地視察調査に行っていました。

近くでしたら、上士幌町、そして九州の熊本県にあります小国町、こちらの二つに行ってきたのですけれども、こちらの二つとも窓口は役場にはないのです。わかりやすく言うと道の駅のような形で、別に移住定住の窓口を設けていまして、ここには行政の職員ではなく、実際に移住定住してきた既移住定住者の方たちがボランティアだったり、有償ボランティアのような形で、窓口として実際にそこに移住定住希望に来た人たちに町を案内したり、話をしたり、そして、移住定住してきた人たちとのコミュニケーションをとって、定住を目指してもらうような取り組みを行っていました。

なので、こういったコミュニティーとして、そして、実際に移住定住してきた人たちが、いいことだけではなくて悪いことも、美幌に来たらこんなつらいこともある。だけれど、それを支えてくれるコミュニティーがこういうふうにあるんだよというふうな支えというか、迎え入れるだけではなくて、つらいこともあるんだという現実も突きつけた上で、移住定住したいという人たちをサポートするという体制が必要なのではないかと思って、そういった意味での官民一体となった専門窓口を設けるべきではないかというお話をさせていただい

たのですが、そのあたりについてはお考えいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 考え方としてはそのとおりだと思います。

今回の質問の趣旨の中に、官民が連携するという部分のほかに、寄り添う対応、そして、本当に好きな人が専門でという、ここが多分木村議員がおっしゃりたいことだと思うのです。

ですから、最初に何かの理由で来られたときに、その人が次に来る人たちにどうするかといったら、それは事務的な話ではなくて、その方が美幌を選んでいただいて、私もそうなのよというような話を含めたり、困り事をしっかりと寄り添う、そのことが輪として広がる。ある意味では、移住された方の一つの輪の核となっていつて広がるということだと思っています。

ただ、その中で気をつけないといけないのは、やはり地域とのかかわりもしっかり持ってもらわないと、要は、新たに来た人たちが、別な集団にならないようにだけは気をつけないといけないと私は常に思っています。

ですから、地域に溶け込んでもらって、美幌でイメージするのであれば、日常的に自治会と一緒にいってもらって、その方が来てくれたことでちょっと地域が変わるとか、そういう刺激剤になったり、そういう忘れてはいけないことは、繰り返しますけれども、地域のかかわりをしっかり持った中で輪を広げるということ、これは、私ども行政が直接する話でもないの、言うならば、小国町とか上士幌町はそういうやり方をやっています。

そのまま美幌に通用するかどうかは別として、ベースになっていることは木村議員がおっしゃることと、私が思っていることは同じではないかと思っています。

○議長（大原 昇君） 5 番木村利昭さん。

○5 番（木村利昭君） 私は、去年、おとしと 2 度ほど美幌に移住定住をしてきた方々と直接意見交換等もさせていただいております。

そのときには、美幌町ってという厳しい意見だったり、もっとこうだったらいいのにと御意見もいただいています。

その意見というのは、今後のまちづくりにとって、もともと住んでいた人たちにはわからない部分というものもあるのかなと思うのです。

そういった意味で、今町長がおっしゃったように、既存の地域のコミュニティとの連携を図りながら、移住定住して入ってきた方たちかもしれないけれども、結果的には、そういったくくりを抜きに美幌町を愛する者として、一体になったコミュニティづくりというのは絶対に必要だと思いますし、そういった仕組みづくりというのも今後は必要なのかなと思います。

ずっと行政がそれを全て運営していくことがいいことだと私は思っていません。

実際に、協力できることはしたいと言っている移住定住者の方たちもいますので、そういった方たちにまず協力をしてもらって、取りまとめるという意味でいけば、せっかく今回移住定住してきて地域おこし協力隊でサポーターをされてる方がいますので、これをきっかけにぜひ生かしていただきたいと思いますが、移住定住に関しては、最後にその部分をお聞かせいただけたらと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 美幌に来ていただく方の中でいけば、今、移住定住として町全体の動きの中でいけば、総務サイドでやっている部分と、それから、昔から新規就農という形でもやっております。

ですから、その辺のバランスもしっかり地域で受け入れるような体制、それから、木村議員がおっしゃった、何かのきっかけで美幌に来た方のサポートは行政としてし

っかりやった中で、それが窓口という形になるのであれば、その充実を図っていききたいと思います。

そして、来た方が今度は独自で本当に美幌を好きで地域とかかわって、美幌を盛り上げてもらうような努力はしていただきたいと思いますし、私としてもしっかりサポートしていききたいとは考えております。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 町長がおっしゃったように、やはり最終的には行政ではなく、美幌町の町民がみんなで移住定住を迎え入れられるように、みんなでPRしていきたいという形になるのが最高だと私も思っています。

それが移住定住してきた人たちと、もともと美幌町に住んでいる人たち、この二つがしっかり合わさって、美幌町民として迎え入れられるような、大きい意味での窓口になるのが本当に最高だと思っていますので、私もここについては、個人的にも活動して、もっと調査をして、情報も得て動いていきたいと思っています。

最後に、三つ目の女満別空港と美幌町を結ぶ交通手段の確保についての再質問をさせていただきます。

御答弁にありましたが、実際に北見バス株式会社と協議をされたというお話でございましたが、北見バス株式会社との協議はどの程度行われていたのでしょうか、教えてください。

○議長（大原 昇君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（田中三智雄君） 北見バスとの協議の関係ですけれども、実務者レベルになるのですが、毎年最低1回は補助金の関係で北見バスと協議、説明を受ける場がありますので、その場でお話をさせていただいたり、あとは、随時電話等でお話をさせていただいている状況で、その中で、経済団体からも御要望が毎年ありますので、毎年という形にはなりますけれども

も、その中で、北見バスと電話なり、直接会ってお話はさせていただいているという状況になります。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 今の御回答ですと答弁にもありましたが、実際に利用しづらいという、美幌市街地への乗り入れを求める声もいただいているところでありますという答弁があったにもかかわらず、何かそこまで力が入っていない協議のような感じに聞こえてしまったのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 今、担当主幹から回答したとおりなのですが、決して力を入れないで協議の場を持っているということではありません。

基本的には補助金の申請等で顔をあわせる機会がありますので、そのときにはきちんと地域の要望として、実際に停留所が高野地区にあるわけですけれども、現実的に考えてあの場所で降りて市街地に入ってくるのはまず難しいと、聞き取りをしっかりとしたわけではないのですけれども、ごくまれに降りる方がいるということは北見バスからもお聞きしております。

ただ、例えば市街地、駅前に入ることになれば、運行経路の見直しになりますので、北見バスとすれば、空港までのアクセスが一定程度時間がふえてしまう、時間がふえることを差し引いても乗るお客様がいれば、需要に見合った運行経路の見直しは当然するのだらうと思うのですけれども、なかなかそういう状況にはないという回答をいただいております。

ただ一方で、町なかにはしっかりお客様、町外の方を迎え入れたいという思いもありますし、町民の皆様の利便性もしっかり確保したいという、こういうことは行政としても課題と認識しておりますので、北見バスとの協議もそうですけれども、ほかの手

段も考えて、何とか皆さんの交通アクセス、地域の公共交通の利便性を高めることを考えていきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） わかりました。

私も実際にあいのりタクシーの取り組みを使いたいという方、申し込みをいただいた方から御意見をいただきました。

やはり、女満別空港に着いて、そこから美幌に来る手段は何だとインターネットで調べたときに、現状はあいのりタクシーしかないという中で、わらにもすがる思いという言い方をしたら大げさかもしれませんが、その方にとっては、この手段があるのであれば使いたいということで申し込みをいただいたと思うのですが、結果から言うと前日に同行者がいないために今回運行できなくなってしまいましたという、かなり寂しいメールが来て、レンタカーを借りるか、タクシーで行くしかなくなってしまったのだという連絡をいただいたので、今回は私の知り合いだったので、私が迎えに行って対応した形なのですけれども、先ほど、総務部長からもお話があったとおり、現状は美幌バイパスの高野第3しか停留所がない。

同会派の馬場議員が、過去に女満別空港からそこまでバス使ったそうなのです。そこから家までタクシーに乗ると、女満別空港からタクシーに乗る金額と同じぐらいだったと。

では実際に、今のバスの流れで町にバス停を置くとなると、あそこが現実的という形で、仕方がないとは思うのですけれども、やはり、市街地に定期的に運行しているかどうかというのは、使う側にとっても計画が立つか立たないかというところで、かなり大きい部分なのかなと思います。

質問の中にも入れましたが、あいのりタクシーですと定期運行ではないこと、そして同行者がいなければ走らせてもらえな

い。これでは全然めどが立たないという部分がありますので、確かに需要はしっかり調査しなければならないと思いますが、定期的に走らせることと、そういったものがあるというPRをどれだけ行うかというところで、ある程度の需要の改善になるのかなと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 議員から当初、バスの路線確保を要望という部分で質問がありました。

これについては、担当の主幹と総務部長が言ったように、ポイントは何になるかというと、乗る方がいるかないか、ここだと思います。

バスは、当然経済効果というか、運行していくらの世界なので、しっかり需要があるか、経済効果と言うより需要があれば収入になるから走らせると思います。

町としては需要がなかったら、お金を出せばいい、補填してやればいいという話になるのですけれども、それはほかに方法がなければそういう方法をとるのですけれども、私はほかに方法があると思っているのです。

今、木村議員から計画が立つか立たないかという話を考えると、まさにそこなのです。

だから、定期的という概念を捨てて、言うなら、いつでも来る、乗り物が来るという環境をどうつくるかということだと思います。

だから私は、今回の答弁の中では、コミュニティタクシーの実証実験の中で、今後この内容を注視しているというのは、問題が結構あること、先ほど議員がおっしゃったとおり、1人だっていいじゃないのという考え方があります。

それから、乗る方が、例えば駅からでもいいのですけれども、駅に送るのであれば、あと五、六分走れば、空港まで皆さん送

る。

ですから、町の中でその場所まで行くかということを入れたときに、町民の方々は皆さん空港まで送るということで、なかなか需要はないのかなと。

ただ、今後高齢になって免許を返したときに需要があるということが見込まれたときは、ではどうしたらいいか、バスよりもタクシーとかそういうものがないのではなにかといった場合に、自由に行き来できるというのはデマンド的なタクシーの運行というふうに思っております。

私も土日は空港から帰ってくるとき、職員の方に迎えに来てもらうのを一切やめました。全部タクシーを使っています。

仮に、タクシーを呼ぼうと思えば、番号さえ知っていれば、今報徳にありますから10分もあれば来るのです。

ということは、待つということを考えると、この辺の形をどうするかということと、あとはタクシーが1回私の家まで行ったとしても2,860円ぐらいだと思います。そこに補填したとしても、先ほどの北見バスにお願いして、例えば、飛行機の時間に合わせて試算をしてもらったら、軽く1,000万円超えます。

そこを考えれば、1日の需要の人数を考えて、今回の補助みたいにしたとしても、その金額は100万円か200万円のレベルで十分に、そこをしっかりと検証して、何がいいかというポイントは、私どもが行くことよりも、来てくれる人がきちんと来られるということ、そして、将来は高齢の方が足がなくなること考えるということを念頭に置いて、何度も言っていますが、早急に方向性を出したいとは考えております。

○議長（大原 昇君） これで、5番木村利昭さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、13時といたします。

午前11時37分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君）〔登壇〕 私は、教育行政について3項目通告してございますので、説明をしながら質問させていただきます。

まず最初に、特別支援学級の教育環境の整備についてです。

平成17年の発達障害者支援法の施行以来、対象者が、発達障がいだけではなく、障がいにより教育上特別の支援を必要とする全ての児童、生徒に拡大されるなど、教育支援のあり方は大きく変わってきていますが、現実にはまだまだ厳しい状況に置かれています。

美幌小学校の特別支援学級は、令和元年全校児童数334人のうち31人、6学級で5教室を使用し、教室の広さも児童数に対して狭く、1教室をパーティションで仕切ったり、廊下で学習したり、段ボールを使って個別スペースをつくり授業が行われています。

このような状況をどのように認識されておられるのか。

また、特別支援学級の教育環境の整備に対する考え方をお示しいただきたい。

二つ目、教材用備品の整備についてです。

まず一つ目は、タブレット端末及びWi-Fiの整備について。

特別支援学級では視覚支援が必要な児童が多いため、画像や動画を見せながら子供たちへの指導効果を上げるために、タブレット端末は有効であると考えていますが、特別支援学級でのタブレット端末の導入及びWi-Fiの整備について、現状と今後の考え方についてお示しください。

二つ目の視聴覚設備の整備について。

自閉症、情緒障がい学級、言語障がい学級では、NHKのfor schoolを活用していますが、6学級ある特別支援学級には1台もテレビが設置されておらず、その都度借用し、譲り合って使用しているため、使用できないことも多いと聞いています。

各学級へのテレビの設置についての考え方をお示してください。

三つ目の児童、生徒のコンタクトレンズの使用の状況についてです。

コンタクトレンズは、眼鏡と違い目の中に入れて使うため、注意して使わなければ目のトラブルが生じ、ひどい場合には失明することから、厚生労働省では、医療機関の受診やコンタクトレンズの適切な選択と取り扱いについての注意喚起を行っています。

2018年9月から10月に日本眼科医学会が実施した調査では、コンタクトレンズを使用する小中高生がふえており、特に小学生では、就寝中に装着することで視力が矯正され、日中を裸眼で過ごせるようになる治療用レンズの使用率が増加し、過去最高の割合となっています。

コンタクトレンズを使用し始める年齢の低年齢化や、インターネットでも購入できることから、目に異常を感じても眼科を受診しない子供たちが増加しているなどの課題が出ています。

美幌町の児童、生徒のコンタクトレンズの使用状況と子供たちを目のトラブルから守る対応策についての考え方をお示ししていただきたいと思います。

以上、第1回目の質問を終わります。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君）〔登壇〕 坂田議員の御質問にお答え申し上げます。

御質問の1点目、特別支援学級における現状認識と教育環境整備の考え方についてですが、授業への集中など、個の特性に応じた方法としてパーティションの仕

切りや段ボール使用といった取り組みを行うほか、廊下での学習は児童の体調や学習状況を確認した上で、やむを得ず授業を分けた措置ではありますが、支援員の援助のもとで教員の目の届く範囲で実施しております。

なお、教育環境の整備については、これまでも施設を有効活用しておりますが、近年は特別な支援を必要とする児童がふえている状況にあります。

今後とも学校現場との連携を図り、障がい種別による個の特性に応じた学習提供に取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、2点目の教材用備品に係る特別支援学級でのタブレット端末の導入及びWi-Fi整備の現状と今後の考え方についてであります。

タブレット端末導入については、小学校で全学級、通常学級、特別支援学級に1台ずつ、中学校では教科担任に1台配備することで順次進めており、来年度に町内全学校に整備される予定であります。

あわせて、Wi-Fi整備については、昨年度の美幌小学校と東陽小学校の整備により、町内全学校で完了している状況にあります。

なお、視覚支援が必要な児童に対しては、画像や動画を見せることで有意な場合もあることから、今後も児童の状況に応じて導入を考えてまいります。

次に、視聴覚設備の整備に係る各学級へのテレビの設置の考え方ですが、特別支援学級にはテレビの設置がなく、使用の際にはその階にある1台の移動式テレビを融通し合いながら利用している状況にあります。

授業を組み立てる上でも、テレビは効果的な教材の一つでありますので、各校の実情を把握した中で計画的に設置してまいります。

次に、3点目の児童、生徒のコンタクト

レンズの使用状況と子供たちを目のトラブルから守る対応策の考え方がありますが、現状では小学生は2名、中学生は54名の使用を把握しております。

このような中、日本眼科医会が実施したアンケート調査によりますと、インターネットや通信販売等により眼科を受診せずコンタクトレンズを容易に購入できるため、眼科医の指導ができないことや児童、生徒自身のコンプライアンスの低下により、目の病気を引き起こすなどのさまざまな問題が生じており、行政としましては憂慮すべき事態と認識しております。

このため、トラブルから守る学校の対応策としましては、視力検査時の指導や、中学校では保健体育の授業、目の病気と健康についてを学習する際の指導のほか、保健だよりによる児童、生徒や保護者への注意喚起、電子機器等の使い過ぎによる影響、ドライアイや感染症予防、コンタクトレンズ使用に対する定期受診の勧めも必要と考えているところであります。

引き続き、授業や保健だよりなどを通じて注意喚起するよう努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、御答弁申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） まず最初に、教育環境の整備についてから再質問いたします。

特別支援学級の児童生徒数というのは、平成29年度から急増している状況にあることは認識されていると思います。

学級数に対して教室が不足しているということも十分認識されているのではないかとはいえますが、1教室をパーティションで区切って、複数種別や複数の学級が利用している実態を把握されていたのでしょうか。

例えば、一つずつの教室の広さも児童数に対して狭いところが多く、落ちついて学習ができない児童も多く見られますし、廊下で学習をしたり、パーティションのボールベースでさえ準備してもらえず、段ボールで仕切って使ったりして個別のスペースをつくって、落ちついて学習できる環境とは言い難いと思っておりますが、最近の子供たちの中には、感覚過敏の子供たちも30名以上いらっしゃいますし、児童が落ちついて学習できる環境を整備していく必要があると思います。

そこで、町長にお伺いいたしますが、教育環境の整備については、やはり町長の重点政策ともなっておりますし、どの子も平等に教育を受ける権利があります。その権利をどう保障していくのか、今後の取り組みについて考え方があればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 教育全般のことについては、基本的には教育長にお聞きいただきたいと思っております。

ただ、教育環境をどうつくっていくかというのは当然お金がかかることでありますので、それは町としてしっかりやらなければいけないことだと思っています。

今回、美幌小学校の例がいろいろ挙げられていますけれども、教育長から答弁させていただいたとおり、ここに至る経過、流れというか、例えば、多くなってきて教室が足りなくなってきたという認識は私はそんなにありません。

今までの特別支援教育の仕方、それから普通教室の仕方の考え方が、私はこれ以上触れたくはないのですけれども、今のやり方が本当にいいのかどうかというのが非常に疑問であるところがあります。

特別支援の中においては、子供たちを一つの種別によって全て分けられればいいことだと思うのですけれども、本当にそれがいい場合があるかどうか。

それから、特別支援ということで、完全に普通の子供たちと切り離してしまう方がいいのかも含めて、これはきちんと考えなければいけない部分が結構あると思っています。

そういった中でいけば、私が教育長をやらせていただいた時代から、美幌町の教育において教室が少ないという認識は余りもっていません。

私が教育長のときから、指導の中で、その症状に合わせて壁をつくりなさいという指導があったときに、私どもとすれば可能な限り北海道教育局の話も聞きましたけれど、そういう教育の仕方では本当にいいのかという投げかけもかなりしております。

ですから、その辺を認識として教室が足りないという部分、それから個々の児童によってやむを得ずやらざるを得ない部分とか、それがあるので捉え方としては、誤解を招くかもしれないですけども、例えば段ボールでとか、それを聞くとなぜと言われるのですけれど、それも一つの手法として、その先生方がいろいろ考えながらやった手法ということなので、それは評価するものがあるという認識は持っております。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 確かに、教育の手法として、障害によってやらざるを得ない対応はあるのだと思います。

ただ、廊下で授業を行ったり、仕方なく段ボールで区切って授業を行うことが果たしていいのかという思いを私自身は持っています。授業を受けている子供たちが、どう感じているのか。

それで落ちついた環境ができるとすれば、いいのかもしれないですけど、例えば説明を受けたときに、果たしてそれがいいことなのかとなると、聞いた話では納得できないものもあるのかなと私としては感じていたところでございます。

どの子供たちも平等に教育を受ける権利

という意味では、環境の整備が大事なことでないかという思いがあって、今回町長に質問したのは、財政を握っている町長の権限で、美幌町の特別支援学級の環境を整備することは、やはり首長の仕事ではないかという思いがあって、今回は町長にあえて質問させていただいたところです。

私の思いと、町長の思いが食い違っているところがあると認識はいたしますが、学習環境の整備という意味では、しっかり取り組んでいただきたい。そんな思いですが、いかがですか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 基本としては、今坂田議員がおっしゃったように、やはり皆さんが平等に教育を受ける環境整備をしっかりとしていくというのは当然のことです。私は他の町に負けないように整備をしたいと思っています。

先ほど言いましたけれど、個々の何でそこに至ったのかということ、段ボールとか、廊下という表面的なことだけではなく、そこに至ったことも含めてきちんと教育現場の人から聞くのも一つかもしれませんけれども、教育委員会の考え等も含めて、それから学校として校長先生以下でどういう対応をしているかということもしっかり聞いて、判断していただきたい。どうもその部分だけを取ると意味の捉え方が違うのです。

私はそういう認識をしていないので、ただ基本的なことについては、坂田議員がおっしゃったとおり、しっかりと環境整備をしたいという思いは強いです。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまのパーティションの仕切りの関係でございますけれども、議員御承知のように、美幌小学校は5クラス特別支援学級がございます。

そのうち、パーティションを使用しているクラスは、一つが3年生、3年生は情緒で4人、肢体で1人ということで、3年生

は5人おりますけれども、障がいの種別が違うということでパーティションを利用しております。

もう一つは、情緒の4年生、5年生、さらに言語の5年生1人、変則的な形ではありますが、三つの区分で1クラスという形にしております。この場合は、情緒と言語ということで、障がいの種別が違うのでパーティションを利用しているという状況にあります。

また、パーティション、段ボールの関係、町長からもお答え申し上げましたけれども、こちらにつきまして、特別支援学級では特に必要なこととして、教室環境の中で刺激への配慮が求められていると言われております。中でもADHD、注意欠陥多動性障がい、情緒の子供たちに対しては、特に注意集中のしやすい環境、この環境づくりが特に適切である、必要であるということで、オホーツク教育局の学校訪問指導、こちらを通じてもそういうお話がありました。

それらを通じて、児童個々のその時々の心理状況だとか、取り組んでいる課題、授業内容に応じて、段ボールだとかパーティション、さらに廊下という活用をさせていただいております。

廊下につきましても、当然子供だけ廊下に机を出しているわけではございません。

横に支援員もいて、先生から目の届く範囲で授業を受けているという状況でございますので、御理解いただきたくよろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 教育長から答弁いただきましたけれども、廊下で子供たちだけが勉強しているという認識は毛頭思っておりません。

ただ、手法として、例えば、子供たちを担当している先生、それから学校の校長だとかそういう人たちと、子供たちと、いろ

いろを話し合い、打ち合わせ、そういうところで、子供たちが本当に学習しやすい環境をつくってほしいという思いで今回質問させていただいておりますので、子供たちだけがどうかということではないと私は思っています。

とりあえず、学習しやすい環境、どの子も平等にという思いで、環境整備だけはしっかりしてくださいという思いです。

次に、教材用備品の整備についてなのですが、先ほど答弁で、Wi-Fi、タブレット各学級に1台ずつという説明を受けました。ただ、障がいを持っている子供たちには、学習するときに画像だとか、動画を見せることで学習の意欲が湧いたり、興味関心を持ってもらうことによって学習の意欲につながるということは絶対にあると思うのです。

そういうところを狙ってやるために、通常学級で導入されているiPadですと、同一の端末を継続使用させることが難しいということと、情緒的に安定しない児童が使用することによって機器の破損が考えられるということで、そこら辺のことで児童に使わせられないという思いで、現在、先生たちは私物の端末を7台ほどそれぞれ用意して、子供たちに授業をさせているという実態があります。

そういう実態を認識されているのでしょうか。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 申しわけありません。私物のタブレット端末を使っているということは把握していない状況であります。

また、私どもはICT教育は非常に有効な教育手段ということで、計画を立てて整備を進めているところでございますが、美幌小学校につきましては教員用のタブレットということで、計画では令和2年、来年度に7台整備する予定であります。

この辺についても、今後予算要求の中で協議する予定でありますけれども、いずれにしても、議員おっしゃるように、動画を使った授業だとか、静止画がだとか、i P a dがあれば実物投影機で大型モニターに映しだしたりと非常に効果性が高いと認識しておりますので、この辺についても整備できるよう取り進めてまいりたいと思っております。

また、特別支援学級に整備する際に当たっては、その状況に応じた形で、教師並びに児童生徒が使いやすい形を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 知的学級では、子供たちに視覚支援を必要とする子供たちが多くなってきているという中では、現在、先生方がポケットW i - F iを3台ほど用意して児童に使わせているという状況もあります。

そういう状況は、先生方から教育委員会に報告はないと思うのですが、そういうものを使ってでも子供たちに学習をさせる、学習をするということを一生懸命考えて取り組んでいるということでもありますので、そこら辺のこともしっかり学校の先生方と特別支援の学級の先生方との話し合いを大事にしていきたいと思えます。

それと、自閉症、それから情緒障がいのある学級では、時間の見通しを持たせるために、タイマーとかアラームを使用したりしていると聞いています。算数などの教科学習を個別指導するためにもアプリが必要で、すという話を聞いております。

複数児童が在籍しているところは、自学自習するために教材としても必要となっているということと、交流学习に行けない児童もいるという意味では、そういうところで利用できるもの、そういうものをしっかりと整備していく必要があるのかと思いま

す。

あともう一つ、6学級ある特別支援学級にはテレビが1台もないということで、先ほど説明させていただいたのですが、しかも、複数の学級で同時に使いたいこともあって譲り合っているもので、全く使えないで授業もなかなか思いどおりに進まないという状況も聞いています。

1日に1回以上、NHKのf o r s c h o o lを使って、国語、算数、理科、社会、生活それから自立、道徳の番組を利用して学習していますが、やはり個別で小人数学級でやらざるを得ないというところもありますので、そういう難しい子供たちには映像を通しての学習をすることによって、個人の学習する意欲、そういうものを湧かせるためには、テレビは必要不可欠なものだと思います。

それと、テレビの大きさですが、学級によっては5人から7人ぐらいの人数でテレビを利用するというのもあって、小さなテレビだとなかなか画像を見て集中できないので、画像の大きなテレビを必要とすると同っていますので、そういうことも配慮して、次年度には準備ができるように、財政措置ができるように取り組んでいただきたいと思います。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 議員おっしゃるように、大型テレビの要望を承っておりますので、今後予算要求の中で、内部で検討して実現に向けて努力してまいりたいと思っております。

いずれにしても、学校現場と連携、校長、教頭だけでなく、一般教員等を含めた中で、意思疎通を密にして子供の個々の状況に応じて、何が1番望ましいかということ判断して取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子

さん。

○10番（坂田美栄子君） 最初から前向きな答弁をいただいているので、しっかり取り組んでいただけたと思っています。

令和2年度からは、支援学級に入ってくる子供たちが今31人ですけれど、もしかすると34人から40人ぐらいにふえていく状況があるというデータも出ていますので、そういうことも考えて、学級数ですとか、どういう子供たちが入ってくるかによって、使う機器材も多分違ってくるのだらうと思っていますので、そこら辺のこともしっかり学校側と連絡をとって、対応していただけるようにしていただければと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 今、特別支援の関係のお話がありましたけれども、12月中にはあらかた来年度の状況が見えてくる状況にあります。子供の入学状況等、その上で必要な人員、必要な備品を用意していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） そういう状況が今月いっぱいデータも出そうということなので、来年度からは、そういう子供たちに対しての学習支援、環境、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

特別支援学級については、これで質問を終わらせていただきます。

次に、コンタクトレンズの関係で再度質問させていただきます。

最初に説明しましたが、コンタクトレンズは医療機関や隣接の販売店、眼鏡店、薬局やドラッグストア、雑貨店などの店舗で販売されておりますが、最近ではインターネットで購入することができるようになりました。

今では使い捨ての製品もありまして、扱い方が簡単で、激しい運動をしてもずれた

りしない。それから、目の色を変えるおしゃれの目的で多くの人たちが使用しているコンタクトレンズですが、その使用による目のトラブルが現在では後を絶たない状況になっています。

使用している子供たちも増加している状況にありますけれど、病院ですとか、眼科、診療所を受診しない子供たちも増加している状況にあります。

使用する子供たちの目をトラブルから守るために取り組むことが喫緊の課題とされています。

現在は、保護者世代もコンタクトレンズを使用することに抵抗がなくなってきましたし、価格や利便性から量販店やインターネットでの購入に流れがちですが、リスクがあるということを余り理解していない状況にあると言えます。

コンタクトレンズは、網膜障がいなどの目の異常に気づきにくいとも言われておりますので、目の炎症や感染症で重篤な場合には失明する恐れがあるとも言われています。

使用する理由の1番大きなものは、スポーツをするからというのが1番多いようなのですが、やはり、学校でそういうことをチェックする必要もあると思います。

美幌町では小学生が2人、中学生が54人ということで、まだまだ少ないと思っはいますが、これから保護者の感覚もコンタクトレンズに対する抵抗感がないということなので、多分どんどんふえてくる可能性があると思いますので、その点について認識はされていると思いますが、取り組みとしてどんなことを考えているのか、もし考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 議員おっしゃるように、保護者世代も若くなっており、そういった方々もコンタクトを使用されている方も多く、また、インターネット等で手

軽に買えるということもあって、非常に増えているという状況です。しかしながら、議員おっしゃるように、便利な反面、非常にリスクが大きいと思っております。

1回目の答弁でもお話しさせていただきましたけれども、保健だより等で児童生徒を含む保護者への注意喚起というのが何より肝要かと思っております。

また、参観日とか懇談会等の直接顔を合わせる場面がありましたら、担任を通じて危険性だとか、上手な使い方、そういったものを周知していき、家庭と一緒にあってより良い方向にいければと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 子供が自分で買うということは、中学生、高校生ぐらいになってくると、インターネットを利用して自分で好きなものを購入できるということがありますが、コンタクトもただつければいいというものではないのだと思うのです。黒目の大きさ、涙の量だとか、目の曲線とか、いろんなことがその子に合っていないと目を痛める確率がすごく高い。

ただ、それに気づかないのが子供たちなので、やはり保護者との連絡を密にしなければいけないのではないかと考えていますし、もう一つには、例えば、学校には養護の先生がいっぱいいますので、いろんな目の病気だとか、コンタクトを使うことによつての障がい、そういうものをきちんと話をしてもらおう。

養護の先生が無理であれば、例えば販売店だとか、美幌には眼科の先生もいらっしゃるの、そういう先生たちにも協力をしていただいて、話をする機会を設けることも必要なのかなと思っています。

あともう一つは、インターネットで見えますと、大阪府あたりは子供向け、それから保護者向けでコンタクトレンズを使用する目的、それから、目の病気のこと、ト

ラブル、そういうことを細かくわかりやすい資料つくって親たちに配っているところもあるので、そういうものを参考にしながら取り組んでいくことも一つの方法ではないかと思っておりますが、そういうことについては、今後、もし考え方があればお聞かせいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょう。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 議員おっしゃるように、コンタクトレンズは医療機器ということで、取り扱いの仕方を誤るといろんな病気の可能性があるということを、まずはいろんな形で周知していきたいと思います。

その方法としてどんな方法があるかというのは、学校、校長会だとか教頭会を通じて、意見、知恵を出しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 今教育長が言われたように、方法としてはいろいろあると思うのです。

使っている子供たちを常時見つめているわけではないけれど、何となくまぶしくてまばたきの回数が多いとか、授業中でもそうだと思うのですが、そういうちょっとした変化を、例えば教室の中でチェックできるものはチェックして、それを保護者に伝えたりするという可能性だってないわけではないと思いますので、そういうところでは、保護者に任せる、それから学校の先生に任せるということではなくて、情報交換をしながら、いろんな取り組みが今後必要になってくると思いますので、そこら辺のことを、これから情報を共有しながら取り組んでいただきたい。

子供たちの目は、それだけでなくとも視力が落ちている現在ですので、大事な目を守る、そういうことに力を注いでいただきたい

いと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 今回のコンタクトレンズ、学校保健のことに限らず、学校教育全ての面で、学校と家庭、地域、教育委員会が一体となって進めていかなければいけないという認識でありますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これで、10番坂田美栄子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、13時50分といたします。

午後 1時39分 休憩

午後 1時50分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君）〔登壇〕 私は、さきに通告いたしました3点、3項目について質問いたします。

まず1点目といたしまして、高齢者福祉、高齢者の相談体制についてです。

町は多くの相談窓口を設けており、12月だけでも交通事故巡回相談、定例行政相談、弁護士による無料法律相談、精神保健相談、人権擁護委員による特設人権相談、こころの健康相談、健康相談と開設されています。

その中で、高齢者が相談したいことがあった場合、高齢者専用のワンストップサービスが必要と考えます。

現在の相談の流れ及び相談件数についてお知らせください。

2点目といたしましては、福祉行政についてです。

ひきこもりの実態把握についてです。

近年、中高年になってもひきこもりを続ける子を高齢の親が支えている状況について、主に50代の子と80代の親が多いことから、8050問題と言われています。

町では、ひきこもり相談を開設していますが、ひきこもりの問題だけでなく、親の介護や病気、経済的困窮など問題は多岐にわたっています。

内閣府は、ひきこもりを仕事や学校に行かず、半年以上自宅にひきこもっている人と定義し調査をした結果、54万人いるとされていますが、対象が15歳から39歳で、中高年のひきこもりは対象となっていなかったため、2018年からは新たに40歳から64歳を対象にした調査を行っています。

本町における中高年のひきこもり対策の実態はどうなっているのか、また、今後の計画などがありましたらお聞かせください。

3点目といたしまして、外来種駆除についてです。

外来種アメリカオニアザミの駆除について。

町では、外来生物のウチダザリガニ駆除に力を入れており、さらにウチダザリガニを使った肥料をつくり、植物の生育状況について調査研究を行っているところですが、町内では外来種のアメリカオニアザミが繁殖している場所があり、早急に駆除していくべきと考えます。

アメリカオニアザミは紫の花で背が高く、一見目を引きますが、固く鋭いトゲを持つために、触ると大変危険です。

繁殖力が強く、もともとあった植物の生育場所を占領する可能性があり、環境省の要注意外来種に指定されています。

九州の一部を除く日本全土に広がっており、特に北海道は広がりが見られると言われています。

在来植物、畑作物、牧草と競合し、鋭いトゲが家畜に害を与え、トゲは数年たっても土に返らず危険であると聞いています。

本町は農業が基幹産業であり、優良な農地や子供たちに安全な地域を残すためにも、アメリカオニアザミの駆除に取り組む

考えはあるかお聞かせください。

以上、3点よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 岡本議員の御質問に答弁いたします。

なお、外来種駆除については、教育長から答弁させていただきます。

高齢者の相談体制についてですが、本町における65歳以上の人口は、本年3月末現在6,814人で、総人口に対し35.

3%を占めております。

団塊の世代が75歳以上となる令和7年度の高齢者人口は6,935人となり、高齢化率では38.3%になると推計されております。

美幌町の介護、福祉行政の一翼を担う公的機関として、地域包括支援センターにおける包括的支援事業実施方針を示し、総合相談支援や介護予防ケアマネジメントなどの業務を社会医療法人恵和会に委託した中で取り組んでおります。

相談窓口を一本化することで、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の一体的な提供を図る地域包括ケアシステムの構築を推進しており、地域包括支援センターが身近な存在として広く住民に周知されているものと考えているところであります。

地域包括支援センターは、民生部と同じフロアに設置されておりますので、常日ごろより地域包括支援センター職員とともに、町の保健師や担当職員が連携し、個々の事案に対応しております。

事案によっては、国保病院や社会福祉協議会を初め、関係部局及び関係機関へつながりなど、常に情報を共有しながら連携を図っているところでありますので、御質問の高齢者専用のワンストップサービスは、既に提供できているものと考えております。

また、平成30年度の相談件数につきましては、交通事故巡回相談が0件、定例行政相談が2件、弁護士による無料法律相談が40件、精神保健相談が0件、人権擁護

委員による人権相談が11件、こころの健康相談が9件、健康相談が9件となっております。

今後とも相談業務のさらなる充実を図り、サービスの提供につなげてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、福祉行政について、ひきこもりの実態把握についてですが、内閣府は、全国の市区町村に居住する満40歳から64歳までの者及びその同居者を対象に、ひきこもり状態にある者の推計値等について把握することで、ひきこもり状態となることを防ぐ施策を検討するため、生活状況に関する調査を平成30年12月に実施しました。

その結果、自宅に半年以上閉じこもっているひきこもりの40歳から64歳の者が、全国で推計61万3,000人に上り、ひきこもり状態となって5年以上の長期に及ぶ人が半数を超える状況であることが示されました。

これは、平成27年12月調査時の15歳から39歳の推計54万1,000人を上回り、ひきこもりの高齢化や長期化が鮮明になったところです。

40歳から44歳の層では、就職活動の時期にひきこもりが始まった人が目立っており、内閣府はいわゆる就職氷河期であったことが影響した可能性があるとの見方を示しております。

家の生計を立てているのは父母が34%、自身が30%、配偶者が17%とのことであり、悩み事に関して誰にも相談しないという回答が4割を超えたとの結果であります。

お尋ねの本町における中高年のひきこもり対策の実態についてですが、これまでもひきこもりについては、家族などからの相談により、事案の出現時に必要な機関につなげる取り組みを行ってきております。

なお、ひきこもりの背景には、統合失調

症やうつ病などの疾患が存在する場合も少なくなく、多彩な精神疾患が関与していることも指摘されております。

町においては、平成14年から精神保健福祉士や保健師によるこころの健康相談に取り組むほか、美幌町地域包括支援センターでは、平成22年度より広報びほろへの相談記事を掲載し、平成24年度からの4年間は広報びほろへのチラシ折り込み、平成30年度には地元フリーペーパーへのチラシ折り込みなど、これまでも周知活動に努めてきたところであります。

一方、平成21年度より北海道から受託した公益財団法人北海道精神保健推進協会がひきこもり対策推進事業を実施しており、ひきこもり外来やデイケアなどにより、一定の相談を経てから、医療機関だけでなく、就労支援や相談機関などのさまざまな社会資源につなぐ取り組みを行っております。

御質問の今後の計画についてですが、現在策定を進めている第3期美幌町地域福祉計画において、ひきこもり問題を盛り込む予定であります。

ひきこもり問題において重要なことは、いかにして孤立させないかということであり、家庭や地域包括支援センターはもとより、民生・児童委員を初め、関係機関、団体及び地域との連携協力により、ひきこもりのない社会の実現を目指し取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君）〔登壇〕 外来種アメリカオニアザミの駆除についての御質問にお答え申し上げます。

アメリカオニアザミは、ヨーロッパ原産の植物であるアザミの仲間であります。

日本へは北アメリカから輸入された穀物や牧草に混入して持ち込まれたと考えられ

ており、北海道を初め、本州、四国に広く分布するようになりました。

比較的繁殖力が高いことや、硬いトゲがあることで、動物に食べられないという性質もあり、日本に昔からいる在来種の生態系等に影響を及ぼす危険があるとして、環境省が定める生態系被害防止外来種リストの中で、総合対策外来種として指定されております。

アメリカオニアザミを駆除するためには、1、特定の除草剤を散布することで、その繁殖を抑えるようにする。

2、植物地上部を刈り取っても根が残っていると生えてくる性質があるため、スコップ等で植物の周囲ごと掘り返して除去する。

3、綿毛のような種子を飛ばして繁殖することから、特に花の時期に刈り取って処分するなどの方法が考えられます。

教育委員会といたしましては、町広報紙やその他報道等を活用し、アメリカオニアザミの特徴や駆除のやり方、外来種が抱える問題など、わかりやすい内容で一般町民にお伝えし、各自で駆除努力していただけるよう周知を図るとともに、外来種問題について啓蒙していくことが、継続的な外来種防除につながると考えております。

これらとあわせて、今後も、博物館講座や展示会などを通じて、広く町民に外来種問題について興味関心を抱いてもらえるように、啓蒙活動を充実していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） それでは、高齢者福祉の高齢者の相談体制のところから2度目の質問に入っていきたいと思います。

答弁にありましたように、ことしの3月

未現在で65歳以上の人口が6,814人で35.3%を占めている。団塊の世代が75歳以上となる令和7年度には6,935人となり、高齢化率では38.3%になるとのことです。

本年4月でも高齢者の単身世帯が1,815戸以上あり、単身世帯でなく高齢者のみの世帯を合わせると、私は自分なりに計算したのですが、高齢者のみの世帯が3割以上になるのではないかと考えています。

ただ、高齢者のみの世帯でも、病院に通い、お薬を飲みながらも、健康であれば何とか生活を楽しみながら暮らしていけるのではないかと考えていますし、そういうふうにしっかりと生活している方が美幌町は多いと感じています。

しかし、一度どちらかが病気になったり、それから、介護を受けることになれば生活が一変するといいますか、大変悩み事が多い時代に入ってしまうのです。

私もいろんな相談を受けることが非常に多いのですが、例えば、旦那さんが入院していたら、入院先にソーシャルワーカーがいたり、答弁にもありましたように、介護では包括支援センターがあり相談業務もやっております。

この全体の相談業務、どのぐらい受けているのか、ことし3月の予算議会の際に質疑したのですが、件数がわかれば教えていただきたいと思いますし、昨年、それからことしの11月までわかりましたら、ざっくりとでもいいのですが教えてくださいたいと思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、包括支援センターにおける相談の受付の実態ですが、平成30年度の結果しか持っていないので申しわけないのですが、毎月大体60件から80件、多いときで100件を超える相談がございまして、4月から3月まで

通しまして全部で1,191件の相談を受け付けている結果でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 確か3月予算議会の際に件数、それから高齢者虐待についての相談も受けているということを知りました。

先ほども言いましたけれども、いろいろ御相談を受けるのですが、例えば、病院のことならもっと先生に聞いたほうがいいとか、介護なら介護のケアマネに話せばいいと思うのですが、なかなか高齢者が、病院に入院している旦那さん、そして残された奥さんが、病院の先生にしっかりと話を聞くことができなかったり、言いづらかったりとか、そういうもう少し応援すればもっと安心して暮らせるのではないかと非常に多くあるのです。

町長も今回選挙活動をされまして、多くの町民の方に触れ合って、話を聞く機会があったと思います。

私は九つ上と七つ上の姉がいるのですが、例えば、はがき1枚、裁判所に呼び出されるというのがまだ美幌にちらほらときているのです。

これを受け取った姉からどうしたらいいだろうと電話が来て、ドキドキしているんだよねという話で、例えば、それを受け取ったら警察に電話をしたらいいとか、消費者センターがあるとか、そういうところを考えが回らない、ドキドキしてしまうからだまされるのだと思うのですが、ちょっと変わったことがあればどこかにすぐ相談できるという、つなぎのところが非常に私は大切だと思うのです。

例えば、包括支援センターで高齢者の主に介護に対することが多いと思うのですが、全般の相談は、例えば、日々の業務もあると思うのです。月60件、多いときで100件という相談で、日々の業務の中

で受けるか、それともある程度専門性というか、この方が受けるという体制がどういうふうになっているのかということをお知らせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、包括支援センターは常駐している職員がおりますので、日々の業務として支障がないように相談の受け付けを行っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） そうしたら日々の業務の中で、例えば特定の人を受けるわけではなくて、そこにいた人が代わる代わる受けるという状況なのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） 当然、従来かわっているような関係があれば、担当の人ということで出てくる場合もあると思いますが、基本的にそこに来ていただければ、いる職員の中で対応しているということでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 先ほど、中途半端になってしまいましたけれど、町長も町の中でいろんな方に、いろんな訴えを聞かされたというか、要望とかを自分の目でごらんになって、高齢者同士が一生懸命生活している姿を見て、どうしてあげればいいのかということ、私はやはりそのときにつくづく相談業務が大切だというふうに、例えば悩みを全て聞いて、100%が解決するわけではありません。

ただ、1度は優しく受けとめて、そして話を聞いてあげる。

もっとこれが進んでいけば、カウンセリング機能とかそういうこともあるのかもしれませんが、やはり、高齢者が困った

ときに、ここへ電話をかければ自分の話を聞いてくれるのだという体制づくりが、私は非常に大切だと思いますけれど、その辺、町長何か感じるもの、それから、お考えがあればお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今御質問の中で、日常の中での相談事、それから話を聞いてほしいという部分については、なかなかこの場所にと、1カ所であるというのは難しいかもしれません。

ただ、先ほどの介護に関することであれば、包括支援センターに行ったときに、介護に関することも含めてプラスアルファというのは、私は聞いていただいているのかなとは思っております。

その中で、相談は受けていただけたとしても、その業務の時間も含めたら、話を聞いてということが満たされるかどうかというのは、私がこうですというのは言えないかもしれません。ただ、相談については大体受けていただいていると思っています。

先ほど岡本議員が言ったように、やはり健康でいて、結婚されていれば御夫婦で一緒にいるときはいいのでしょうか、何かあったときに、岡本議員もおっしゃった、身近な方、近所の方とか、身内で親しければ1番いいのでしょうか、近所の方々にそういうつなぎ役をしていただけるのかなと思っています。

私どもは、どちらかというと専門的な相談というのは広報などで結構PRさせていただいております。

でも、担当の住民活動の中においては、別に専門的でなくても、こういう話を聞いてほしいとか、それでもいいような気がするのです。余り構えないで、逆に私どもが構えて聞くという姿勢を示さないような対応をしっかりとしていきたいと思っています。

流れとすれば、可能であれば包括の中で聞いてもらって、それ以外であれば住民活動等に言えば、専門とは別に話を聞けるよ

うな、また、職員の皆さんに言っているのは、役場に入ってきて、どこに行ったらいいかなという時には、必ず声をかけてあげてくださいと、その中で、別にここだよでなくても、話を聞くこともいいのかなとは思っております。

きちんとしたお答えではないかもしれませんが、お話を聞きして感じていることは、今の状況でございます。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 今、包括支援センターがやっている、そして、答弁にもありましたように、民生部と同じフロアなので、保健師も情報を共有しているということですが、どちらかが健康を害したときに、退院がいつなのかとか、大体いつごろ退院でもあのまま退院したらどうなるのかとか、本当に深刻な悩みなのです。

ある程度月日がたったらなるようになってしまって、例えば介護施設に入った、そしたら1件落着、でも自分の中でこれでよかったのか、私が見なくてよかったのだろうかとか、いろんな葛藤や不安があるようなのですが、それで包括支援センターがやっているということで、それでいいのかもしれませんが、私はやはり1回町で受けとめていただきたいと考えています。

これからどんどん高齢化も進んでいく、そして、何より団塊の世代が高齢になれば、今の介護施設にみんなが入れるとは限りませんし、それぞれ健康なうちは自宅で暮らしたいと思っている方が圧倒的に多いです。

そういう方が何かあったときに気軽に相談できる場所というのは、今町長がおっしゃったように、近所の方や兄弟、そういう方がいれば1番いいですけど、そういう方がいない、親戚には言いにくい、近所の人には言いにくい、だから私のところへ来るのだと思うのです。ここ1年ぐらいそ

ういうことが多くて、やはりもっと気軽に、ただ広報等をされているのか、それとも行き届いていないのか、役場の中でも忙しい業務の中で、住民活動の方がどれだけ話を聞いてあげられるかということもあると思うのですが、私は今後の高齢化社会を見て、そして、本当は家で住み続けられるということは住民の理想でもあるのですけれども、その辺のところで相談業務、町長の今回の選挙のときのマニフェストの中で、子供の総合相談センターという言葉が使われていたと思うのですが、私は見させていただいたときに、高齢者こそ総合相談センターのようなところが必要だと感じたのですが、繰り返しになりますけれども、もう一度、町長からお言葉をいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今お話を承って、本当に感じる場所は多くあります。

行政だけではなく、民間だけではなく、いろいろなことを相談できる場所が必要なのかなと思っています。

ですから、今こういう形というのは言えませんけれども、いろいろなチャンネルを持つことを検討したいと考えております。

ですから、パートパートに分けると、先ほど言わせていただいたように、地域包括でも受けてもらえますし、住民活動も、それから、保健師の方々も丁寧に、来れば受けてくれるのです。

ただ、来られる方がどこにという話になったときに、私どもがそういう門戸というか、手を広げていてもどこへというのが岡本議員が指摘されることなのかなと思っています。

そういう意味では、今こういう形にははっきりと言えるような答えはできませんけれども、その辺はしっかり受けとめて、考えていきたいと思っています。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

ん。

第3期地域福祉計画につきましては令和2年度から始まる計画でございますが、国が示すガイドラインに基づきまして策定を進めております。

その中で、国のガイドラインの中に、今回新たに盛り込みなさいと入ってきた項目がひきこもりの課題を解決するようなことを盛り込みなさいということが入ってまいりましたので、そういった場合の社会的孤立状態にあるものに対する相談、支援体制のあり方や支援、そういったものにつきまして大きな項目で盛り込みたいと考えております。

先ほど、実態は把握していないということだったのですが、岡本議員もおっしゃったとおり、非常にデリケートな問題であると思っております。

なので、なかなかこちらからもぐいぐい入って行って、こじ開けて引っ張ってくると、そこまで必要がないのではないかと考えております。

ひきこもっていても困っていない場合もあると思いますので、無理やりこじ開けていくのではなくて、何かあったときには迅速に対応できるような体制はつくっていく必要があると思っております。当然それは行政だけでできるものではございませんので、自治会ですとか、民生委員、そういったところと連携しながら、そういった体制をつくっていきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 実態を把握していくとは言っていないという答弁でしたので、本当に難しい問題なのです。

例えば、2019年2月の道新に隣町の津別町の取り組みが報道されていました。

津別町では、社会福祉協議会が2015年に町や大阪市立大学大学院と協力して、高齢化の現状などを探る町民調査を行っ

た。その結果、15歳から64歳で半年以上自宅にひきこもっている方は50人、そのうち半数が40歳以上であることがわかった。これが新聞報道です。

社協は早急な対応が必要として、2017年12月から町内に空き家を借りて改修し、当事者たちのための常設の居場所づくりを始めた。まず、月1回居場所を開放して、社協のスタッフなどを交えて交流を続けているという記事がありました。

今後は地元の企業の仕事を請け負い、参加者が就労体験をする計画などもあり、放っておけば親子ともども倒れてしまう、支援が必要な家庭を掘り起こしたいとの記事がありましたけれど、私は記事を見たときに、津別町で50人いるのだったら、単純計算すれば美幌町は200人かなと思ったのです。それがあっているとは言いません。でも、そのぐらい多いのではないかと思います。

ただ、しゃきっとの1階で事業をやっております。

美幌町はそういうことも取り組んでおりますので、そこが受け皿というか、出るきっかけになっているので、一定の役割、大きな役割を果たしているとは考えています。

これはデリケートな問題ではあるけれど、実態を把握していくことが大切ではないかと思っておりますけれど、町長、御意見ありましたらどうぞ。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、津別町の状況をお話しいただいた中で、私も美幌町でどれぐらいいるのかと考えておりました。

実態把握をするということで、1番いいのは国みたいにアンケートをとればいいのでしょうけれども、それもある程度ロットというか、要は、ある程度の数をやることによって全体の数がわかるという最小ロットの中でやっている。

例えば、今言ったように、津別町の数か

ら美幌町の人数というやり方と、今回、平成30年度にやったときの出現率、実際、全体の数についてどれぐらいの割合かということを出しますと、大体1.45%と言われて、母体になる数が満40歳から満64歳まで4,235万人に対する1.45%が、先ほど言った61.4万人と、美幌町においては、仮に同じ比較にはならないけれども、こういう平準化で合っているとすれば、同じようにその人数に対して、1.45%掛けたとすれば、オーダー的には100人は超えるぐらいの数にはなるのかなとは思っているところがあるのです。

この中で、今回この統計のことも議員から質問が例示された中で考えると、国が何で年代を変えてやったかという部分で考えれば、今ひきこもりの方はこれだけいるということに対しての対応はきちんとすべきだろうということと、こういう言い方をすると怒られるかもしれないですけども、データを見て、これからの世代がそういうふうにならないためにはどうしたらいいかという分析にも使えるということも事実なのです。

ですから、私どもはその二つの意味合いをしっかりと考えるためにきちんと受けとめていいのかな。では、現実は今どうするかと言えば、津別町のように、その人たちが安心して過ごせる場所や、みずからの役割を感じられる機会をつくるということ、これは行政も含めた地域でやらなければいけないことだと私は思っています。

その中で気をつけなければいけないのは、先ほどの8050問題という一つの中で事件が起きました。

ですから、このことも踏まえて、ことし6月に厚生労働大臣が、そのこととひきこもりは基本的に違うという認識を持ちましょうということも、きちんとしなければいけないと思っています。

たまたまひきこもりの人たちが、例えば、川崎市の小学生を切りつけたり、元事

務次官の方が息子を死亡させたという事件がひきこもりだということと、それはきちんと線を引いた中で、なかなか外へ出られない方がいるということに対して、皆さんと地域として、繰り返しになりますけれども、安心して過ごせる場所とか、仕事に就ければいいですけど、就労の機会をうまくつくるということは、しっかりやらなければいけないとは思っております。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 町長がそういう認識をお持ちであることは、非常に喜ばしいことだと思っていますし、本当に単純な問題ではなくて、いろんな問題が絡んでいると思っています。

ひきこもりに対しての質問は今回初めてなのですが、不登校などから始まって、こういう問題は常に情報は気にして見っていました。

やはり行政にも一定の役割が、先ほど町長が言いましたように、居場所づくりとか、そういう行政の役割、それと何より住民に対する意識を変えるという、今事件のことをいろいろ話されましたけれども、孤立化させないためには、住民のみんなですべていこうという気持ちが大切だと思っていますし、実際にひきこもりゆえに悲しい事件も実は起こっているのです。当町でも。

声を上げてくだされば、いくらでも助ける道はあったのにと終わってから思ってしまったたり、ひきこもりながらも誰か自分のサインに気づいてほしいとか、誰かに声をかけてほしいと思っている。

実際にテレビに出ているような人でも、実は何年もひきこもっていたという方の話なども聞きますと、本当に人材が眠っているというか、人材を無駄と言ったらおかしいですけど、きのうの話でも、今、生産人口が足りないの、海外に頼ろうという流れもありますけれども、大変難儀な問題で

あり、手のかかる問題なのですけれども、実は地域に眠る資源だと思うし、何より地域で優しく対応していかなければならないのではないかと考えているところです。

最初の質問ですので、まだどこまでということはないのですけれども、やはりひきこもりに対する住民の意識を変えるということから始まって、実はこういうところこういう人がいるというふうに掘り起こしと言ったらおかしいのですけれど、そういうふうに丁寧に掘り起こしていくことが今後大切ではないかと考えていますので、いろんなサポートステーションとか、働くところも北見市にありますけれど、すぐ働くことにはならないかもしれませんけれど、小さな一步でも踏み出していきたいと思っていますので、今回初めて質問いたしましたけれども、これは実態を把握する、そして、何をするかということを確認に取り組んでいただきたいと思っていますので、もう一度、お言葉をいただいて終わりたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 行政として、私も含めてしっかりと状況把握、それから学ぶこと、それは私だけではなくて、行政にかかわるスタッフとともに努力していきたいと思っていますし、しっかり行政がやるべきことはやっていく努力をしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 今、国も取り組み始めて10年以上たっていますので、いろんなNPO法人とかがあるのです。例えばそういうところに職員を派遣して、勉強をしていただいたり、そういうことも大切ではないかと思っています。

次に、外来種について。

これはアメリカオニアザミという和名なのですけれども、実はヨーロッパから広がっているということで、西洋オニアザミとも言われるということで、ちょっとややこし

いのですけれども、それだけ世界にはびこるほど強さのある植物であるというふうに思っています。

私もいっぱいあるところを知っていて、何とかしようとして、ことしやり始めたのですけれど、二、三回トゲが刺さったら嫌になってしまって、とった後どうするという問題もありますので、あと子供が触ると、小さなうちから痛いです。

博物館の方はどういうものかわかっていらっしゃると思いますけれど、町内にどの程度あるか御存じなのかなと思うのですけれど、どうでしょう。

○議長（大原 昇君） 博物館主幹。

○博物館主幹（鬼丸和幸君） 御質問にお答えします。

詳しくは体系的にアメリカオニアザミが町内のどの辺に分布しているかという調査は今のところ行っていません。

ただ、学芸員が植物であったり、動物であったりを調査しているときに、見つけたら記録しておこうという程度の話で、細かくどの辺まで、どれだけのボリュームがあるかということまではまだ調べ切れておりません。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 私も商店街に花を植えたりするときに多いです。なぜか商店街に多いです。それだけ手入れがされていないということなのかなと思うのです。

知床財団が駆除を始めている、ことしもやりましたというホームページを見たのですけれど、答弁では、町の広報紙とか報道を通して、駆除の方法とか、外来種が抱える問題などを町民に知らしめていって、町民に駆除していただくという答弁ですけれども、例えば駆除のためには薬剤を散布する、これは一般に使われているような薬剤なのではないでしょうか。

○議長（大原 昇君） 博物館主幹。

○博物館主幹（鬼丸和幸君） 薬剤ですけ

れども具体的にこれまで用いられているものとして、グリホサート系のラウンドアップ、それからサンフーロン、あるいはデステニーWGA、WDGという商品名があるのですけれども、それらがよく利用されているというところは聞いております。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） ゴム手も普通のゴム手ではだめだと、知床財団では革手でやってみたけれど何回かやられたということと、ボランティア袋とか、一般の美幌町内のごみを入れる有料袋ではある程度成長したら硬くてだめなのです。

取ったあとと埋め立てるのかという問題もあります。知床財団の駆除の方法は焼かなければだめだと、西洋タンポポから見ると非常にやっかいなものだと思っていますので、今回初めて御質問させていただきました。

例えば、ウチダザリガニだけではなく、オオハナマルバチ、あれも非常に早い時期から皆さんに呼びかけたりして、博物館の役目があったのではないかと思いますので、咲いているときはきれいだと思って見てしまうような花なのですけれども、ぜひ広く広報していただいて、駆除の方法はまた考えていただきたいと思います。

誰でも、子供なんかができるようなものではないと思いますし、根だけ残しても全然効果のないものだと思っていますので、私たち農業の町で農業、農地を守っていただいたおかげでこうやって豊かな暮らしができていますので、自分たちの子孫にも豊かなものを残してやるために、今できることを一生懸命やっていきたいと思っていますので、ぜひ駆除の先頭に立っていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいま駆除の関係のお話がありまして、その中でも役割分担というお話がありました。

まさしく1回目の答弁でお話しさせていただきましたように、教育委員会の役割としましては、まずは情報の周知、これが何よりだと思っております。

そして、駆除については、町が先頭になって、町が直接駆除するというものではなく、土地の使用者なり管理者おのおのにおいて除去していただきたい、そのように思っておりますので、御理解いただきたくよろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） これで、11番岡本美代子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、15時といたします。

午後 2時45分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

3番大江道男さん。

○3番（大江道男君）〔登壇〕 私は通告しております2項目について、簡潔に質問いたします。

1項目めは、新規就農者等支援拡大についてであります。

その一つは、支援対象年齢の拡大についてお聞きいたします。

新規就農の受け入れ拡大に向けて、現在は45歳未満となっておりますが、55歳程度に拡大してはどうかということであります。

2点目は、経営継承者を除くという要件を緩和すべきではないかということであります。

親の農業者年金受給などで形式上経営継承者となっている後継者についても、支援対象にすべきではないかと思いますがいかがですか。

3点目は、1経営体1名に限る、この要件の撤廃についてであります。

今後の経営規模の拡大に速やかに対応し

て、1 経営体複数就農とした場合でも、支援対象にすべきではないかということです。

4 点目は、就農祝い金の創設についてであります。

現在の支援項目以外に、基本的に農業後継時、1 年程度後に一律の祝い金を支給してはいかがかということをお聞きいたします。

大きな2 項目めは、峠の湯びほろの集客増対策についてであります。

その一つは、ドッグランの設置についてであります。

昨年の泉源改修工事の後で、再び湯温が35 度4 分程度に低下して、湯量は毎分110 リットル程度で自噴しているという状況です。

足湯つきドッグランを以前にも提案いたしておりますが、このドッグランには、湯の温度、湯の量を十分に確保できる状態であると考えますが、早急に設置の検討をしてはいかがでしょうか。

2 点目は、ワンコインバスの運行についてであります。

峠の湯存続のためには、利用増が喫緊の課題となっているという状況であります。

また、高齢者などの中から、足の確保を求めるということで、例えば、ワンコインバスの運行をという声がございますが、これらを早急に検討すべきと考えますが、このことについて、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 大江議員の御質問に答弁いたします。

新規就農者等支援拡大についてですが、農業の経営継承は、親子間での継承が主流となって取り進められてきましたが、後継者不足などもあって、農家戸数は減少し、担い手確保が大きな課題となっております。

この課題を解消するために、農業分野以

外からの新規就農が進められており、国は農業次世代人材投資事業によって、就農前の研修を後押しする準備型及び就農直後の経営確立を支援する経営開始型の資金を交付して担い手確保対策に取り組んでおります。

町もJA に財政負担をいただいて、国と同様に担い手の確保及び育成を図ることを目的に、美幌町新規就農者等支援事業に取り組んでいるところであります。

1 点目の支援対象年齢の拡大についてありますが、国が対象年齢を50 歳未満に引き上げるため、町も同様に50 歳未満に拡大する考えであります。

2 点目の経営継承者を除く要件の緩和については、現在のところ見直しは考えておりません。

3 点目の1 経営体1 名に限る要件の撤廃についてであります。JA から寄せられた担い手対策に向けた意見を踏まえて、要件の見直しを考えております。

4 点目の就農祝い金の創設につきましては、就農開始後は、農業生産への不安、生計の維持、確保などから、国に上乗せして就農奨励補助を行っております。

さらに、JA、農業委員会、普及センターと農業サポートチームを編成して、定期的に農業技術指導、生活指導等を行って不安解消に努めているほか、冬季の講習などにより、技術面の向上に取り組んでいるところであり、現在、新たに就農祝い金を創設することは考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

次に、峠の湯びほろの集客増対策について、ドッグランの設置についてですが、峠の湯びほろにつきましては、9 月7 日に源泉温度の低下事象が発生し、湯温が35 度に低下しております。

その後実施しました源泉孔内調査の結果、再度の改修や新たな掘削は多額の費用を費やすことから難しいと判断し、当面は現状のまま温泉水を加温して営業を続けて

いくこととしているところであります。

お尋ねの足湯つきドッグランの設置であります。足湯の適温は38度から40度と言われているため加温しなければならず、燃料費の負担が伴うこと、また、ドッグランの運営には狂犬病予防接種の確認や衛生管理の徹底が必要となってくることも考えられます。

今までの御提案を受け、再度指定管理者とも検討した結果、現状としましては設置を考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

次に、ワンコインバスの運行についてですが、現在は市街地内を右回り、左回りでそれぞれ約1時間をかけて周回しております。

ワンコインバスを峠の湯びほろへも運行する場合におきましては、運行時刻や運行コースに大幅な変更が必要となりますが、乗車時間や目的地、各停留所までの所要時間が長くなることから、ワンコインバスの運行は難しい状況にあります。

今後につきましては、地域公共交通ネットワークのあり方について検討を進めることとしておりますので、その際に、峠の湯びほろへの交通手段もあわせて検討したいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 順次再質問をしたいと思います。

一つ目は、新規就農者等支援事業の補助金の対象年齢の拡大は、現在の45歳から50歳まで拡大をしたいという御答弁であります。

それで一つには、今までの45歳というのは国の制度がそうだったということで、私も調べてみましたが、管内でも大部分は45歳です。しかし、美幌町と同じ平成2

7年に制度設計をされたある町では、55歳まで対象を拡大しているということがございました。

それで、私は50歳というのは、果たして現在の45歳から50歳まで広げるといのが適当なのだろうかと考えています。

まだ管内的にも、多分全道的にも対象年齢の拡大を、国はことしの4月1日から対象を拡大したのですが、市町村では、オホーツク管内でも、全道的にも、要綱なのか条例なのかは別にして、まだ手をつけていないような雰囲気がございますので、北海道農業公社の農業担い手育成センターにどういう状況かという情報を聞かせてもらいました。

ここでも統計的には処理していないということなので、平成29年度の農業担い手育成センターで就農相談を受け付けた件数の中で、年齢的にはどうかということをお聞きいたしました。

その結果、区分は粗いですが、例えば、40歳から49歳までというくくりで、町で言えば、1年間で223名であった。年間の相談件数の1,401名中で大体17%、相手側が言っている言葉ですけれど17%程度だと。非常に荒いです。

ただ、50歳から59歳までという区分で67名いた。60歳を超えたものが17名いたということで、結構45歳を超えて就農したいという件数は、全道レベル、北海道農業担い手育成センターに対して、相談があった件数ではそれだけあるということで、あえて言えば、45歳までと限定する、あるいは50歳までと限定することは、新規就農者を確保する、確保しなければならないという命題からいくと、果たして妥当かと思うのですが、最初に、このことについて町長いかがでしょうか。

もう少し緩やかにして、対象年齢を広げるということで、町が踏み込んでいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 大江議員から、担い手育成センターの農業に従事したい、農業をやりたいという方についての年齢の分布のお話がありました。

私はこの中で大事なものは、美幌町がどういう農業者を新規就農として望んでいるか。ここの考え方だと思うのです。

ですから、面積も問わず、ただ農業をやってくればいいというのであれば、一つの線引きとして年齢を上げることは、私は別に構わないと思っています。

ただ、美幌型という形を言うと、どのようなというものはあるのですけれども、ある程度面積を持って、農家の方と一緒にしっかり肩を並べてやるときに、例えば、園芸をやりたいくて、自分が退職が近くなったから農業にかかわりたいということであれば、それはそれで大事にしなければいけないですけれども、今私どもで考えている新規就農者に対しては、町も農協も、国もそうですけれども多額な支援をします。

オーダー的には何百万円もしていく、そういうお金を何年も支援する人たちが、年齢的なこともそうなのですけれども、農業をやりたいからといって、皆さんどうぞという形には私はならないということがあるので、今回、内部で協議させていただいた中でいけば、国と同じ50歳の線を引かせていただいたという状況であります。

ですから、ただ農業がしたいということに対しては拒まないということは御理解いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） これまで、美幌町の農業担い手対策と受け入れの実績が現状で十分かということもお聞きしたいと思います。

担当からいただいたデータがございます。過去20年間の新規就農者が15名、新規農業従事者は134名、それに対し

て、前半の4年間は統計から外されておりますが、過去16年間の離農者数が114戸ということで、やはり、農家数は大きく減っているという流れが続いているということだろうと思うのです。

この数年間は、年間4戸だとか、2戸だとか、平均して3戸ぐらいずつ農家が減っていくという中で、農業は美幌町の基幹産業です。基幹産業の分母が減っていくということについては、単純に経営規模が拡大されているから問題なしとはならないと思います。

そういう点で、私は意欲のある方々については積極的に受け入れるということが、もう一つ求められているのではないかと思います。そういう意味でも、45歳だった支援対象年齢を5歳拡大したということは、拡大するというのは前進ではありますが、5歳で切って大丈夫かという部分は私は残っていると思います。

もちろん、JAの意向なども無視できないとは思いますが、いかがですか。

再考の余地はあるのではないかと思います。ですが、いかがでしょう。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、私どもが後継者としてかかわっている分は除いて、新規就農でいけば15名という話です。実際には、2名ほど途中で離農していますから、今も継続してやっているのは13名であります。

先ほど全体の農業者数が落ちてきているというのはそのとおりで、落ちていると思います。

この中で、従来型の農業をするのであれば、この数を維持するとか、人数を確保するということは大事だというふうに私は思うのです。

今、非常に変わってきているというのは、御存じのとおり、ICTでトラクターが自動操舵で全部走る、人が乗らなくてもいいということは、1人でトラクターを4

台ぐらい並べてできるということを考えたときに、面積的にはまだまだ増やしていける。面積を多くやっているところもあるのですけれど、人数の減った分を受け入れる分はまだあるというふうには思っています。地域によっては後継ぎの方がしっかり帰ってきて、安定している地域があります。

ですから、そういうことを考えると、今の人数の減り方でいけば、これから農家をやる方々でまだ吸収できるという思いはあります。

それと、別な見方をすると、先ほど言ったのは、町なりＪＡなりが多額の支援をするということを考えれば、何で５０歳かという話を考えれば、今の制度でいけば年金は６５歳ぐらいでいただきます。

今の私どもの制度でいけば、大体１０年ぐらいのスパンで支援をしてもらえます。だから、その期間に対しては、年金をもらうまで、例えば、農業次世代人材支援事業でいけば年間１５０万円もらったり、多額のお金をもらった中で、６５歳になったら年金をもらうから、いい考え方ではないですけれども、それだけもらって６０歳になったら年金をもらえるからやめようという話になったりすることもあるのかというのは頭によぎっております。

そう考えると、確実に町のお金なり、ＪＡのお金を投入して、そのあともしっかりやってもらえるという部分で考えるならば、余り支援する年齢を上げたくないというのが本音であります。

そういう意味でいけば、農業に町として多額の支援をしないのであれば、農業に対してそういうチャンスがあれば、みんなで農業をすることを応援することは構わないのですけれども、先ほども言いましたけれども、美幌スタイルの農業を継続して、それなりの土地を持ってもらって、それなりに負担もかかる分に対してはしっかり応援して、美幌町の農業を守ってほしい

という思いがあって、今回、一つの線引きとして国と同じ考え方で進めていこうという一つの判断をしたところであります。

○議長（大原 昇君） ３番大江道男さん。

○３番（大江道男君） ＩＣＴを十分活用するというのは明らかに一つの方向だと思うし、それはそれで歓迎すべきことだと思います。

ただ同時に、私は美幌の農業、農地というか、農村が置かれている状況から見て、規模拡大が全てでは絶対あり得ないと。アジア型の家族経営がどうしても主流にならざるを得ない。ある程度、土地を集約的に使うという農業は、多分永久に続くだろうというように思います。

そのときに、今般、アメリカとの間で農業の開放がうたわれてきて、多分これから大きな影響が農業のさまざまな分野にあらわれると思います。今どうかというのは具体的な指摘ができませんけれど、しかし、多分ある作物が相当とれて、値段が大きく落ちましたが、これは安定的だと思われているので、ほかの作物を特定の分野に集中した結果、全道の生産が上がる。

私は、ＴＰＰのときに申し上げたのですが、特定の分野がいいとなったら、生活がかかっているわけですから、一斉にその分野の作物の増産が始まる、値崩れが起これと、とてもそれでは営農が続かないということが既に始まっているかもしれないというふうに思うので、やはり景況は、家族が支えられるレベルでいく可能性が高い。

そのときに、国だって１００歳まで生きる時代を考えてということを行っているときに、やっぱり経営規模が小さくても、家族で一生懸命働いて、この地域で生きるという部分に目を向けていくというのは大事なことではないかと思います。

その点で、とりあえず、５歳は延長されるということなので、ほっとする向きはあ

りますが、あわせて御検討いただければと思います。

少し具体的にお聞きしたいと思います。

美幌町の新規就農者等支援事業の補助金の対象者が幾つか、傾向や分類ができと思うのですが、対象者の年齢が今まで45歳、これが仮に50歳に拡大されると全てのものが年齢で救われます。

もう一つは、親からの農業経営継承者、継承したものについては、第1号の新規就農者については除外対象、独立就農者についても除外対象となっています。

それで、新規農業従事者については、除外規定が示されていないということなので、これは、親から子に経営が継承されて、経営権が移った後についても、新規農業従事者については、この支援対象になるというふうに読めるのですが、そのことで間違いありませんか。

○議長（大原 昇君） 農政主幹。

○農政主幹（佐々木斉君） 新規農業従事者に関する御質問でございます。

新規農業従事者は、そのごとく農業従事者に対する補助でございますので、親から子への継承ではなくて、いわゆる親元への農業従事というものに対して助成をするものでございます。

年齢につきましては、新規就農者と同じように、現在45歳未満ですが、新たに50歳未満に拡大する方向で考えております。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 45歳がこの部分についても50歳なら50歳まで拡大されるということで、それは確認できます。

それで、町の補助金交付要綱の第3条の補助金は次に上げる者を対象として交付するの中に三つの分類があって、一つは、新規就農者の場合、二つ目は、独立就農者の場合、三つ目が新規農業従事者の場合と、この三つの分類になっているのです。

そして、新規就農者については、親から子供に経営が継承された過去形ですから、されたものについては対象外です。独立就農者についても同じなのです。

そういう表現ではないですけど、同一の生計を営む親族の農業経営を継承したものを除く、だから、経営者の名義が親から息子に移った場合は、その人は45歳、過去形で45歳未満であっても、この支援は受けられませんということなのです。

ただ、新規農業従事者については、その縛りがないので、例えば、小さな兼業農家で、親が農業をやって、息子さんたちが一緒に働くだけの農業基盤でないで、サラリーマンをやっていた。年も年だしそろそろ息子に経営を譲ろうとしたときに、年金は子供の名前に完全にならないと農業者年金が当たらないということで、子供の名前になった。

その途端に、要するに親子の関係で経営が継承されたと、あなた対象外だというふうになる可能性はあるのですよね。経営が未熟であるかどうかではないのです。事情があって、経営を息子の名前にせざるを得なくなった途端に、就農対策から外れるというのはいかがなものかと思うのです。

これは同時に、経営規模が大きければ多分起こらない、専業の場合は余り起こらないのだと思うのです。

兼業の場合、息子が45歳を超えて働いて、お父さんが農業で所得を上げている。でも、いよいよ大変になったから、息子にバトンタッチをしようとしたときには、45歳までという時代で、47歳、48歳、49歳になって、経営継承がされた。

あるいは、ある日突然事故などが発生して、45歳未満だけど、経営体の名称が息子になると、この縛りによって、そう簡単に支援が受けられない、補助金対象にならないというケースが含まれていると思うものだから、それで、第3条の第3号新規農業従事者の部分で、親子の継承の場合、

継承された後でもこの支援制度は使えるということを確認できれば、小さな経営規模の農家の場合で、息子の名前に変わった後でも対象になる、そういうことを確認できれば、全体の中の一部としては、とりあえず救われるかなと思って、その部分は確認しようと今しているということです。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 御質問の内容でございますけれども、ケースがいろいろあると思いますけれども、経営移譲した段階で経営者が代わったということで、諸制度の関係もかかわってくる場合がございますので、形式的なということでの想定はしておりませんので、対応は考えておりません。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 私は、この部分については、全般に撤廃できれば1番いいのですけれど、解釈の上で、町がつくった交付要綱第3条の（3）の解釈を確認しているのです。

それによれば、（1）、（2）でわざわざ表現している、親子の経営権の継承問題は対象から除きますという表現がない以上、経営継承された後でも（3）の新規農業従事者は、年齢要件さえクリアしていれば対象になるものというふうに当然読めるので、そうですねという確認をしているのです。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 要綱第3条第3号の読み方につきましては、新規農業従事者ということで、ここで従事者とうたっておりますので、経営等の経営者を承継するということはあえて書く必要はないと解釈しております。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） その意味を再確認

いたします。

要は、第1号、第2号と同じ括弧の表現はとっていないけれども、同一の生計を営む親族の農業経営を継承したものは、当然に除かれるというふうに担当部長はお話しているのですが、わざわざ除外して、書いていない表現を当然それは適用されるというものではないのではないですか。

外しているということは、外す必要があるから表現しない。要は、経営を親から子に継承する前も、した後でもどちらでもよろしいですと解釈するのが、この要綱を解釈する上では当然のことですよという確認をしたのですが、当然ではないと。1号、2号と同じように、継承されたものについては、補助対象から除外されるという要綱解釈は成り立たないと思うのです。どうですか。

○議長（大原 昇君） 農政主幹。

○農政主幹（佐々木齊君） ただいまの御質問ですが、第3条の第1号と第2号につきましては、農業経営者に対する補助のことを記載しているものでございます。

第3号の新規農業従事者は、農業経営者の元に新規で農業従事することになった人ですから、第1号の新規農業従事者は、親子間での経営継承は除きます。

第3号は、農業従事なので親元に従事することになった人は除きませんという制度なので、そこに従事した後、例えば経営継承が行われた、それは第1号の新規就農者に該当しますので、第3号は新規で農業従事者になった人に対しての規定を記載しているものでございます。

以上、よろしく願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） これは要綱の制定の上でも、そういう拡大解釈が認められないのではないですかね。

このことで1時間やりとりしてもどうにもならないので、私は非常に単純なものだと思います。経営継承がされているか、いないかは、要件の中にはない。

例えば、父親が死んでしまった。そして、技術があろうとなかろうと息子の代になる。そして、対外的にはそれで登記するのだと思うのです。それから母親もいる、あるいは兄弟もいる、その中で技術を蓄積していった、本当の形で名実ともに経営者になっていく。

その過程のものが使える資金を、経営継承されてしまったら、結局は同じになるから、未熟であるかどうかは関係なく、形の上ではこの制度は使えないとすれば、私はそれ自体が事実上欠陥があると思うので、素直に読んだら親子の継承が済もうと済まいと関係ない表現になっているので、それでいいのではないですか。

現実の問題で、対象年齢が45歳過ぎてUターンしてきているのだから、経営の継承者の名前は息子の名前になっている。これ使えるの使えないの、こんな状況なのです。よくよく読んだら使える。だから、このとおり読むべきではないかと思うのだけれど、違いますか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、私どもが定めている要綱の解釈のお話をさせていただきました。

解釈の部分について、私がこういうのが正しいということよりも、現実として今どういう状況に置かれていて、それがこういうパターンというのがあって、それが農業をこれからしっかり支えていくことに、重要か重要でないかというところを考えた中で、もし解釈でこういう形でもとれる、曖昧と言わないですけど、いい意味で広くとればいいですけど、逆にそれが悪用されるようなことがあるのであれば、きちんと直す必要があると思うのです。

ですから、今回の質問の中で、農業者年

金等で形式上経営継承者となっている場合、息子がいるけれど、息子の名前にすれば年金がもらえるからしたということは、私は本来の農業者をしっかり支援することから外れると思っているので、それは認められませんという思いで回答させていただきました。

ですから、きちんと年金をもらうために、息子がそこでしっかり農業をやっていると、それから、今までお父さんがいて、突然亡くなって、急遽継承する人たちがそこに入るか入らないかというのは、これからそのケースの中でしっかり考えた中で、支援をする、しないというのは、地域、それから農業者として町がその人を育てる必要があるということが必然的に農業委員会とか、皆さんが認めてくれば、それは意向に沿うことをやってあげればいいと思っています。

ただ、年金を受給したいから、形式上お父さんが農家をやっているのに、息子が働きながら経営権を渡したという例があったとするならば、それは、私も含めて一般の方は納得してもらえないという認識で、今回こういう答弁を書かせていただいたということも御理解いただきたいと思います。

大江議員が言っていたように、このやりとりで時間を費やすというわけにもいかないので、その辺はしっかり当時つくったことと現実にはどうかというのは、もう一度スタッフときちんと明確にして、場合によってはいい意味でなく使われるのであれば、きちんと直すべきだと思っています。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 町長の御提案は、とりあえず棚に上げて、解釈を試みるという方向性が一つあるので、これ以上時間は使わないようにしたいと思います。

ただ、農業委員会で確認をしましたら、

農業者年金の受給要件は、跡継ぎに経営権が移ったということが明確でない限り、年金を受給できないとなっているのです。

兼業農家の場合は、親は自分が働ける間は働いて、そして、息子の収入と農業収入とをバランスにかけながら、体力とも相談しながら、いつ農業者年金をもらって、息子にバトンタッチするかというのは大変大事な選択です。ずるいか、ずるくないかではないです。

その点も含めて、ぜひ御検討いただきたい。

農業委員会から来られているので、どうですか、農業者年金の受給要件は経営権が息子の時代になったというのを文書で確認を今までもしていましたし、ますますその要件は厳しくなっていると思うのですが、この状況だけ確認させてください。

○議長（大原 昇君） 大江議員、農業委員会はまた別なので、除外させていただきたいと思います。

○3番（大江道男君） ということだけ申し上げて、次に移ります。

余り時間がないので、峠の湯につきまして、私は昨年9月議会で、当時も今と同じようにお湯の温度が下がって、使える量がふえた。余剰のお湯があるので、魅力ある形で、峠の湯で活用してはいかがですかということを取り上げたところであります。

私の質問の前提は、昨年4月から新しい方が今後4年間経営を建て直してもらえるということで期待をしております、幾つかプラスの手当てが尽くされたと思います。

いずれにしても、令和4年3月末であとの経営をどうするかという段階を迎えます。少なく見積もって2億2,000万円、多ければ4億円を超える修繕費があるということで、多分町の中でも、それは当然お金を出して10万人の利用がある、目的からいっても存続すべきだという声もあるかもしれないし、だめだと、もうこの際閉鎖

してしまえという声があるかもしれないという中で、何とか安定して、従来よりも魅力のある施設にならないかという思いで質問をしているところです。

それで、はしょって申し上げますけれども、キャンピングカーが5台駐車して利用できるようになっているなど、それから空き室の活用などで多分集客数は上向きになってきているだろうと思うので、その部分で前任者と新たに経営を引き継いでおられる方との間で、現時点までの集客数に大きな変化があれば、とりあえずほっとできるという思いが前提としてございます。

前年対比で経営状況はどういうふうになっているか、まず聞かせてください。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 集客数の現状のお尋ねでございますけれども、今年度10月末の入浴者数でいきますと、6万9,195人の方に御利用いただきまして、昨年同月ですと6万5,900人ですので、3,295人ふえている状況となっております。

また、7月にオープンいたしまして、10月末までのRVパークの利用状況でございますが、台数について93台御利用いただいております。

これらの要因、指定管理者が替わりまして、レストラン部門も非常に頑張ってセットメニュー等を販売しておりますので、それらも入浴数とともに営業が上がっていると考えております。

料金の売り上げ等の数値的なものは、ただいま持ち合わせておりませんので、入客数ということで御答弁させていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 端的に申し上げます。

5%程度改善されているのかなという印

象ですが、こういう状況で、令和4年3月末を迎えた場合に、峠の湯は当然に大規模修繕をやり、町民利用ができますという状況として受けとめてよろしいでしょうか。

そうであれば、急いでああだこうだということはないと思っているのですが、町長いかがですか。

今、数字が示されました。10月末で6万9,195人、前期比6万5,900人に対して、三千ながし、5%ぐらいかなと思うのですが、利用が増加になっている。

最終的には町長判断の時期が、とりあえず、任期4年の最終段階では出てくるということなので、十分です、あるいは、いやこれではと、その辺の御判断をできるかできないかという状況もあると思うのですが、とりあえず現時点で、聞かせてください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、峠の湯のこれからの方向性と指定管理者の状況と、私は今の段階では線を引いております。

ですから、これからの私の任期中に今後どうするかということ判断するという部分は、今はまだ私はできないと思っています。

今、指定管理者と協議をしているのは、昨年からやっていた中で、やはり赤字で終わらせているのです。それを少しでも埋める方法をどうしたらいいかということ、一生懸命知恵を絞らなければいけないと思っています。

その中で、一つは、入浴客がふえるということも大事なことであります。ですから、そういうことがこれから可能なのか、それからレストランをやることによって、今の状況、それから何か手を加えるということ、知恵を絞ることによってどれだけ収益が上がるかということも試算、分析をさせてもらっています。

それで足りない部分をどうするか、それを入浴客で埋めるのか、それとも別なもの

で埋めるのかという、この辺は将来を判断する以前に、指定管理者が町からのこれからの支援を少なくするための部分、その中でいけば、今回、大江議員がいろいろ魅力ある施設としての提案の中で、提案いただいたことについては、今までは検討するというか、結論を出さなければ、もうちょっと考えると言えいいのですけども、私が教育長時代もドッグランについてかなり前から提案があったので、いろいろ見せてもらいました。

網走の天都山に行ったり、この辺はほとんど見て、その経費とか、やり方を見た中で、それからその近くに建物がどういうふうにあるかということを見せていただいた中においては、今の判断として、今回指示を出したのは、峠の湯の中、敷地のエリアの広さからいけば、それは無理だという判断をしたいということで、そういう答弁をさせていただきました。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 峠の湯の改修については、町民も相当関心を持っていますし、それなりの提案理由でないと無理です。やるべきでないという声が相当程度出てくる可能性を持っています。

したがって、どう集客増を図るかというのが、長いスパンの問題ではとりあえずないと思います。

これは12月頭にお隣のクマ焼きがこれぐらい大きく北海道新聞に取り上げられました。販売額は8倍強になって、過疎地域に活力だと。

これを通して、峠の湯もこうなればという思いがあって、やはり特徴をどう出すのか、あるいは魅力をどう引き出すかということなのだろうと私も思うのです。

そのときに、お湯の温度が下がったけれど、一時期のように余るだけのお湯が出ているということで、これに目を向けたということです。

多分、加温する温度が、そんなに金額的に値が張らないということであれば、人も犬も入れる足湯つき、しかも、足湯で言えば、計算上はせいぜい使えるお湯の量は、その瞬間を見れば1トンぐらいか、あるいは2トンぐらいなものです。

大した金額ではないと、それが一つのきっかけになって客が来るということもあるのではないかと、あるいは、やはり足の問題です。最終的には、最初の答弁の中で、足の確保については、今後、ワンコインバスだけではなくて、さまざまに検討してみるということなので、とりあえずはいいかなと思っているのですが、毎日が無理であれば、2日に一遍、偶数日は通す、あるいは、今、ワンコインバスは2ルートです。3ルートにして向こうに届けるということもあるでしょう。

◎会議時間延長の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

もはや4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をしたいと思います
が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

◎会議時間延長の宣告

○議長（大原 昇君） したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定しました。

◎日程第2 一般質問

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 議長発言も含めて、残りは13秒ということになりましたので、とりあえずやめますが、そういう意味で、ぜひ可能性を追求してほしいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） いろいろ御意見をいただいたこと、しっかり可能性については追求していきたいと思います。

○議長（大原 昇君） これで、3番大江道男さんの一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後 4時00分 散会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員